

第5次くらし男女共同参画プラン

令和元年度実施状況・総括報告及び令和2年度事業計画

◇評価

- ◎ 事業計画どおり実施し、効果が現れた。
- 事業計画どおり実施したが、効果を把握することが困難。
または、効果が現れなかった。
- △ おおむね事業計画どおり実施したが、効果を把握することが困難。
または、効果が現れなかった。
- 事業未実施(事業廃止も含む)など。

◇施策の分類

- A… 施策そのものが男女共同参画の推進を目的とした施策。
- B… 施策の目的は男女共同参画ではないが制度そのもの、
または一部が男女共同参画の推進に資する施策。

基本目標1 男女の人権尊重の推進

重点目標(1)男女共同参画を実現する啓発活動

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
【施策①】 固定的役割分 担意識の解消と 男女共同参画に 向けた啓発活動 の推進	1	A	○「倉吉市男女共同参画推進月間」における啓発活動、男女共同参画推進講演会の開催	人権政策課	●男女共同参画月間(6月)における催し ・パネル展示 ・フォーラムinくらよし(倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰表彰式及び倉吉市男女共同参画推進講演会)の開催 ●あすをつくる倉吉女性塾の開催2回 ●パワーアップ講座の開催2回 【番号施策7, 12, 29, 52】	●倉吉市男女共同参画月間(6月)における取り組みの実施 ・パネル展示(倉吉駅自由通路、倉吉交流プラザ) ・男女共同参画フォーラムinくらよし(倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰表彰式、男女共同参画推進講演会)の開催 参加者52人 【講座】 ●あすをつくる倉吉女性塾共催講座(どうする?避難所運営)の開催1回 参加者33人 ●パワーアップ講座 未実施	○	●推進月間におけるパネル展示、講演会は開催できたが、参加者がのびなかった。 ●人員減により啓発講座の開催が前年並みに実施できなかった。	○	●推進月間の取り組みや関係団体との共催講座は開催できた。 ●パワーアップ講座については計画的な取り組みができなかった。	●倉吉市男女共同参画月間(6月)における取り組みの実施 ・パネル展示(パールタウン催事場、倉吉交流プラザ) ・男女共同参画フォーラムinくらよし(倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰表彰、講演会)の開催【講座】 ●日本女性会議倉吉大会開催に向け関係団体と協力した啓発講座の開催 ●倉吉パワーアップ講座
	2	A	○「くらよし男女共同参画推進スタッフ」による啓発	人権政策課	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA、企業内研修会等での啓発活動	●各地区公民館・自治協議会と連携スタッフの活用について周知・お願いをし、人権政策課に講師依頼のあった町内学習会9回のうち2回にスタッフにより朗読劇を通して啓発を行った。 ●よりん彩記念日フォーラム(鳥取県関連事業)へのくらよし男女共同参画推進スタッフによる啓発カルタコーナー運営参加 スタッフ9人 ●地区文化祭 啓発カルタコーナー参加:上小鴨地区	○	前年度に男女共同参画推進スタッフが作成した啓発資料を活用してよりん彩記念日フォーラムの運営参加ができるなど前年になく取り組みもできたことは評価できる。	○	スタッフの日程調整がつけにくいことから町内学習会における啓発には限度があり、年数回の実施であった。 啓発資料を作成したことから、よりん彩記念日フォーラムへのコーナー運営参加ができ、多くの人が参加する行事におけるスタッフによる新たな形の啓発の実践ができスタッフ自身の動機づけ(モチベーションアップ)にもつながった。参加スタッフの固定化が課題	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA、企業内研修会等での啓発活動
	3	A	○市の広報紙、ホームページを利用した広報・啓発活動	人権政策課	●市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用する。 利用するにあたっては、効果的な表現ができていたか、関係課及びスタッフ会等市民の意見を聴く。	●市報、ホームページを利用し広報を行った。(9月号他) ●その他、ポスター、チラシ等による普及啓発を行った。 ●女性の登用状況について調査内容をホームページで公表した。	○	計画どおり実施した。	○	計画どおり実施したが、その効果を把握方法には取り組めていない。	●市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用する。 利用するにあたっては、効果的な表現ができていたか、関係課及びスタッフ会等市民の意見を聴く。
			○「くらよし男女共同参画推進スタッフ」による啓発	人権文化センター	センターだよりによる情報提供を行う。 (やまびこ)センターだよりによる情報提供や啓発活動を行うとともに学習の相談を受け付けていく。	(市人文)センターだより4月号で女性週間の広報を行った。 (やまびこ)センターだよりによる情報提供を行った。 (はばたき)センターだよりを活用して、情報掲載をして情報発信をした。 (さわやか)未実施 (あたご)6月の男女共同参画週間に合わせて、センターだよりによる情報提供や啓発を行った。また、地域に男女共同のまちづくりが定着するように支援を行った。	○	(市人文)センターだより4月号で女性週間の広報を行った。 △(やまびこ)情報提供は行ったが、啓発はできていない。 (はばたき)町内学習会等で男女共同参画、女性問題についても取り上げて啓発する機会を得た。 ー(さわやか)未実施 (あたご)紙面を通じての周知と、伴走支援の両面から推進を図ったことで地域に定着の兆しが見受けられた。	○	(市人文)年に1回はセンターだよりで広報を行った。 (やまびこ)情報提供という形であっても、回数を重ねること違和感なく考えられるようになっていく。 (はばたき)地域の中で性別に関わりなく仲間づくりをしようとする意識が芽生えてきた。 △(さわやか)町内学習会等で理解は深まりつつあるが、センターだよりでの情報提供でも個人の意識の高まりから行動へとつながる内容が必要。 (あたご)従来通りの周知の方法の良い側面を残し、地域の特性、時代の変化に応じた推進が必要である。	●センターだより、ホームページやチラシ等を利用した広報・啓発活動 (やまびこ)センターだよりによる情報提供や啓発を行う。 (はばたき)男女共同参画、女性問題への認識を深めるための発信、複合差別に関しても啓発発信に努力をしていく。 (さわやか)センターだより等で工夫した情報提供を行う。 (あたご)6月の男女共同参画週間に合わせて、センターだよりによる広報を行う。また、地域の特性に合った推進を行う。
	4	A	倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰	人権政策課	男女共同参画推進に関わる啓発を進めるとともに応募件数の増加をめざし表彰制度の周知を推進する。	男女共同参画推進月間に男女共同参画フォーラムin倉吉において男女共同参画推進講演会・表彰式を実施 応募件数3件 【施策番号1】	○	表彰制度のさらなる周知に努めるため自治公民館の班回覧を実施したが応募件数の増には至らなかった。	○	毎年案件の応募であり、表彰のメリット感がだせなかった。	男女共同参画推進に関わる啓発を進めるとともに応募件数の増加をめざし表彰制度の周知を推進する。
	5	A	○市民意識や実態を調査し分析・研究、情報提供の充実	人権政策課	●倉吉市民意識調査を利用し、調査、分析、情報提供を行う	倉吉市民意識調査4か年の結果について倉吉市男女共同参画推進市民会議で報告。会議資料をホームページに掲載し情報提供を行った。	△	調査、報告はできたが、分析し改善につなげることができていない。	△	調査、報告はできたが、分析し改善につなげることができていない。	例年の市民意識調査に加え、5年に1回の男女共同参画に関する市民意識調査を実施し分析し、第6次男女共同参画プラン策定に活かす。
6	A	○男性を中心とした男女共同参画に関する学習の取り組み	人権政策課	●男性にとっての男女共同参画に関する各種講演会等を開催する。 ●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館、地区人権教育研究会(推進協議会)等と連携し、人権に関する研修等を実施	●男性にとっての男女共同参画に関する講演会は未実施。 ●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館、地区人権教育研究会(推進協議会)等と連携し、男女共同参画等の人権に関する町内学習会を実施	△	各自治公民館における町内学習会で男女共同参画をテーマとしたものは2件に留まった。	△	自治公民館単位で開催される町内学習会において男女共同参画をテーマとした取り組みはできたが、男性を中心とした男女共同参画に関する講演会(講座)に取り組めていない。	●育児、介護等を通して取り組める男性にとっての男女共同参画に関する講座を関係課の協力を得ながら実施する。 ●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館、地区人権教育研究会(推進協議会)等と連携し、男女共同参画等の人権に関する町内学習会を実施	
		○「くらよし男女共同参画推進スタッフ」による啓発	人権文化センター	(はばたき)男性を対象とした料理教室等の開催。(男性の参加を促す工夫が必要。) (さわやか)他の事業への参加も促しながら、引き続き男性が参加しやすい事業を検討する。 (あたご)男性が参加しやすい事業や、世代間交流につながる事業を検討する。	(やまびこ)子どもたちが行う事業では、男女に関係なく調理等も担当した。 (はばたき)現役で働く世代と老後の生活をする世代と分離しがちで、参加者の増加が望めなかった。 (さわやか)未実施 (あたご)例年取り組んできた男の料理教室の開催が中止になり(予算削減のため)それに代わる事業を検討したが、実施に至らなかった。	-	(やまびこ)男女に関係なく調理交流することに違和感を持つこともなく、力を合わせてきた。 △(はばたき)現役世代と退職した老後世代の男性のニーズ把握に努め、プログラムの工夫が必要であった。 (さわやか) (あたご)年度当初にスピード感を持って企画実践することが必要である。	△	(やまびこ)人間形成の時代に性の役割にとらわれないことを知らせていくことができていく。 ○(はばたき)料理教室を開催し地域の仲間づくりにつながったが、街づくりへの発展的活動には、まだ、成り得ていない。 △(さわやか)センター事業において男性への参加呼び掛けが十分にできていない。 (あたご)男の料理教室として地域に定着した取り組みが基盤となる事業を検討することが必要である。	(やまびこ)調理等の事業では男女に関係なく事業を行う。 (はばたき)地域のまちづくり活動を担う仲間づくりを進める。 (さわやか)男性が参加しやすい事業を検討する。 (あたご)地域のニーズに合った取り組みを検討する。	

基本目標1 男女の人権尊重の推進

重点目標(1)男女共同参画を実現する啓発活動

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
	7	A	○多様な働き方に関する情報提供	人権政策課	●スタッフ会・女性塾等研修会、市主催講座等の実施により情報提供を行う。 【施策番号1, 12, 29, 52】	・1講座としては、未実施 ・6月開催の男女共同参画フォーラムの講演「なぜ働き続けられない」の講演で、これまでの国の男女共同参画関連政策の流れの中で、より多様な働き方や女性活躍推進関連施策に関する情報を話していただいた。	△	1講座としては未実施。 事業所における福利厚生改革によるワークライフバランスの推進、個人事業の起業、時間を効率的に使う方法により自分時間と仕事時間について学び多様な働き方について考え、学び、振り返る機会が提供できた。	○	関連講座を開催する。	
【施策②】 メディアにおける人権尊重の推進	8	A	○学校での学習活動	学校教育課	・道徳科の情報モラルに関する学習において、「考え議論する」学習への転換 ・児童生徒の実態をアンケート等で正しく把握し、実態の即した指導の徹底 ・外部講師による「メディア教育講演会」の実施	●指導主事が授業研究会に参加し、情報モラル学習における「考え議論する」学習についての助言・指導を行った。 ●児童生徒アンケート結果を各学校の人権教育計画に反映し、授業を行った。 ●外部講師による「メディア教育講演会」を実施した。	○	●指導主事による助言・指導により「考え議論する」学習の理解が深まりつつある。 ●アンケートの活用により児童の実態に沿った授業を行うことができた。	○	●児童生徒の発達段階や実態に応じた学習指導を行うことができた。 ●外部講師による「メディア教育講演会」を実施した。	●道徳科、学級活動等の学習において情報モラルに関する学習を積極的実施。 ●アンケート等による児童実態に基づいた学習の実施。 ●外部講師による「メディア教育講演会」の実施。
【施策②】 メディアにおける人権尊重の推進	9	A	○地域住民、保護者等を対象にした学習活動	生涯学習課	●打吹まつりにおいて情報モラルの街頭啓発を実施。 ●各地区青少年育成協議会の活動において必要に応じて・学習活動を実施。	●地区青少年育成協議会の活動や打吹まつりにおいて、チラシやうちわの配布を行い、メディアリテラシー・情報モラルの啓発を実施した。	○	●イベント等の人が多く集まる機会を通じ広く啓発を行うことができた。	○	メディアリテラシー・情報モラルの啓発活動を継続して取り組むことで、地域住民・保護者への情報提供につながっている。	●各地区青少年育成協議会の活動において必要に応じて・学習活動を実施。
			学校教育課	・外部講師による「メディア教育講演会」や学校保健委員会・学級懇談会等の開催 ・保護者への情報提供やより一層の啓発	●外部講師による保護者講演会を実施。 ●学校便り等による保護者・地域への啓発を繰り返し実施。 ●学校保健委員会、学年・学級懇談会でメディア使用に係る話し合いの場を設けた。	○	●外部講師の積極的活用を行った。 ●講演会、懇談、便り等、様々な啓発の機会を捉えて実施。	○	●外部講師による「メディア教育講演会」や学校保健委員会・学級懇談会等の開催 ●保護者への情報提供やより一層の啓発	○	●外部講師による「メディア教育講演会」や学校保健委員会・学級懇談会等の開催 ●保護者への情報提供やより一層の啓発
			子ども家庭課	●地域、各種団体が実施する研修会等の周知	●主に各種団体が実施する研修会等の周知を行った。	△		△	●保育施設として、保護者対象の自主事業については時間の制約があり困難であった。	△	●地域、各種団体が実施する研修会等の周知
			健康推進課	●乳幼児健診等でアンケート及び保健指導の実施	●乳幼児健診等でアンケート及び保健指導の実施	○	乳幼児健診で保護者にアンケート及び保健指導を実施した。	○	乳幼児健診で保護者にアンケート及び保健指導を実施した。	○	●乳幼児健診等でアンケート及び保健指導の実施
			人権政策課	●各種学習機会を計画・実施する中で、インターネットによる弊害や性差別に繋がる描写の課題など、メディアリテラシーについての情報も提供していく。	未実施	-	情報提供できなかった。	○	関連講座は開催は1回。啓発チラシ、ポスターの掲示を毎年実施している推進月間のパネル展示を活用するなどして啓発が切れないように努める必要がある。	○	●インターネットによる弊害や性差別に繋がる描写の課題など、メディアリテラシーについての情報も提供していく。

基本目標1 男女の人権尊重の推進

重点目標(2)政策・方針決定における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画
【施策①】 審議会等への女性の積極的登用	10	A	○審議会・委員会における委員の選出方法の見直しと工夫	人権政策課	●審議会・委員会の改選の時期及び条例等の整理・確認をし、女性または男性委員の少ない審議会において条例改正等で公募委員枠の設置の検討を関係課と協議する。女性または男性登用に向け事前協議等を行う。また、講座、女性塾等での人材育成と市民への啓発と協力依頼を行う ●「女性人材登録制度」、「倉吉市における男女共同参画推進について」を周知し着実に実行する	●「倉吉市における男女共同参画推進について」を庁内に通知し、女性登用に向け事前協議を行った。 ●「女性人材登録制度」登録者の登用(更新者含む)3名	○ 庁内通知をすることにより関係課への意識づけ、選出の努力はできていると考えるが、さらにそれぞれの分野の人材探しに努める必要がある。	○ 事前協議だけでは女性登用率は横ばい状態のままであった。要綱改正による取り組みができなかった。	●審議会・委員会の改選の時期及び条例等の整理・確認をし、女性または男性委員の少ない審議会において条例改正等で公募委員枠の設置の検討を関係課と協議する。推進本部で改善策について検討する。 ●「女性人材登録制度」、「倉吉市における男女共同参画推進について」を周知し着実に実行する
			人権文化センター	(さわやか)運営委員会の地区代表に女性を登用する (やまびこ、はばたき、あたご)運営委員会委員の女性登用に向け、各団体選出委員を当て職以外となるよう依頼する等事前協議を行う。	(市人文)運営協議会委員の女性登用に配慮した。委員12人中、女性7人 (やまびこ)運営委員の選出は事前協議を行わなくても良いバランスだった。 (はばたき)女性登用に向け、運営委員の選出にあたり協議できなかった。 (さわやか)センターの運営委員としては充て職でお願いしている方がほとんどであるため、特に女性登用ということにこだわらずに選出している状況。23人中7人が女性。 (あたご)運営委員会委員が男女共同参画の施策に沿うように各団体に選出依頼を行った。	◎ (市人文)運営協議会委員の女性登用に配慮した。委員12人中、女性7人 (やまびこ)バランス良く意見を出して良かった。 一(はばたき)前年度からの引継ぎに終わってしまった。 ○(さわやか)男女にこだわらない選出であるが、さらなる工夫が必要。 ○(あたご)施策に基づいた協力依頼を行った結果は少しずつ各団体の役員構成やセンター運営委員の選出に現れている。	◎ (市人文)運営協議会委員の女性登用に配慮した。委員12人中、女性7人 (やまびこ)男女両方の意見を出してもらったことができたが、性に関係なく考える、意見が言えるといった環境も必要だと思われる。 △(はばたき)各団体選出の当て職に留まらなかった。 ○(さわやか)男女にこだわらない選出であるが、さらなる工夫が必要。 ○(あたご)施策に基づいた協力依頼を行った結果は少しずつ各団体の役員構成やセンター運営委員の選出に現れている。	●運営協議会委員の女性登用に向け、各団体選出委員を充て職以外となるよう依頼する等事前協議等を行う。(やまびこ)運営委員の選出では様子をみながら事前協議を行う (はばたき)来年度の改選期に向けて、女性登用に向けて選出団体の検討を行っていく。 (さわやか)運営委員会の地区代表に女性の登用依頼をする (あたご)引き続き、各団体に協力依頼を行う。	
			総務課	倉吉市情報公開・個人情報保護審査会については、現在の委員の任期が令和2年1月18日までであり、引き続き女性が3割以上となるよう取り組む。	倉吉市情報公開・個人情報保護審査会については、令和2年1月18日に委員5人(全員)の任期が満了となったため、このうち4人を再任した(1人空席)。この4人のうち女性の委員は1人であるため、令和2年3月末現在女性の委員が占める割合は、25%となっている。 倉吉市行政改革懇談会については、同末現在の委員に占める女性の割合が5割を超えており(9人中5人)、引き続き4割以上の状態が続くよう委員(またはその候補者)を選定いただく際に留意する。	△ 倉吉市情報公開・個人情報保護審査会については、令和2年3月末現在委員に占める女性の割合が3割を下回っている。空席となっている1人について、女性に就任いただくようにする。 倉吉市行政改革懇談会については、同末現在の委員に占める女性の割合が5割を超えており(9人中5人)、引き続き4割以上の状態が続くよう委員(またはその候補者)を選定いただく際に留意する。	△ 倉吉市情報公開・個人情報保護審査会については、取組期間中の一部で委員に占める女性の割合が3割を下回った。 倉吉市行政改革懇談会については、同末現在の委員に占める女性の割合が5割を超えており(9人中5人)、引き続き4割以上の状態が続くよう委員(またはその候補者)を選定いただく際に留意する。	倉吉市情報公開・個人情報保護審査会については、令和2年3月末現在委員に占める女性の割合が3割を下回っている。空席となっている1人について、女性に就任いただくようにする。 倉吉市行政改革懇談会については、同末現在の委員に占める女性の割合が5割を超えており(9人中5人)、引き続き4割以上の状態が続くよう委員(またはその候補者)を選定いただく際に留意する。	
			保険年金課	次回の改選は令和3年度であるが、引き続き女性の積極的登用に努める。	【任期:平成30年7月25日～令和3年7月24日】改選後の女性登用率が4割に到達しなかった。(16名中6名、37.5%)	△ 改選後の女性登用率が4割に到達しなかった。	△ H28～29年度については、登用率が4割を超えたが、H30年度国保運営協議会委員の改選時、推薦に当たり、推薦団体に対し女性の積極的な登用を依頼したが、女性登用率で設定された40%を達成することができなかった。	次回の改選は令和3年度であるので、推薦団体に対し、女性の積極的な登用を依頼するなど、引き続き女性の積極的登用に努める。	
			長寿社会課	●審議会等の開催及び役員改選時において、女性委員の積極的登用を行う	●介護保険高齢者福祉施策に係る審議会等の役員改選時ではなかったため、選出していない。	- 実績がないため評価ができない。	○ いきいき長寿社会推進協議会の役員改選期には、女性委員の積極的登用を行った。	●審議会等の開催及び役員改選時において、女性委員の積極的登用を行う	
			健康推進課	●女性の積極的登用を行う	●委員の改選なし	- ●委員の改選なし	○ 改選の際に見直しを図る。	●女性の積極的登用を行う	
			農林課	●倉吉市農林振興協議会委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数を委員の総数の10分の4未満としないようにする ●倉吉市農林振興協議会を1回開催	●協議会開催に伴い新たに委員を委嘱。委員13人のうち女性6人 ●令和2年3月に倉吉市農林振興協議会を開催	○ ●女性の登用率46.1% ※ H29、H30年度協議会未開催 H28年度実績 42.8%	△ 女性の登用率は40%前後を維持しているが、協議会を開催していない時期があったことは反省すべき点である。	●倉吉市農林振興協議会委員の選任(令和3年度、令和5年度)にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数を委員の総数の10分の4未満としないようにする。	
			商工観光課	●委員改選予定、女性の意見を反映した地域産業ビジョンの見直しを行なう。	令和元年5月24日に戦略会議を開催。委員15人(女性4人、男性11人)中、出席14人(女性4人、男性10人)。	○ 戦略会議を開催し、地域産業振興に係る女性の意見を確認した。	△ 委員15人中、女性6人(任期H27.23～H29.2.22)から女性4人(任期H29.8.23～R1.8.22)と、女性の比率が下がってしまった。	委員の改選に合わせ、女性の比率を高めるとともに、戦略会議を開催し、女性の意見を地域産業ビジョンに反映させる。	
			学校教育課	令和元年度中に改選を迎える諸会議委員への積極的登用。	●審議会の構成を考慮しながら、女性委員の登用を行った。	◎ ●諸会議委員の女性登用の増加。	○ ●審議会の構成を考慮しながら、女性委員の登用を行った。	●令和2年度中に改選を迎える諸会議委員への積極的登用。	
			給食センター	引き続き、審議会等への女性の積極的登用に努める。	7割近くの女性登用率で、学校給食委員会を開催することができた。	◎ 7割近くの女性登用率となり、審議会等への女性の積極的な登用を図ることができた。	◎ いずれの年度も、概ね7割以上の女性登用率となり、審議会等への女性の積極的な登用を図ることができた。	引き続き、審議会等への女性の積極的登用に努める。	
博物館	次年度は委員の改選期に当たり、委員の女性登用率向上に向け、関係機関等に対し、推薦をいただく際に働きかけを行う。	令和2年度から3年度の任期の委員選考期にあたり、新規委員について女性委員の検討を行ったが、女性登用については現状維持(2名)に止まった。(9名中2名、22.2%)	△ 専門分野の学識経験者に女性の適任がならず、現状は増やすことは困難。	△ 改選期ごとに女性委員の検討を行い、女性委員を1名から2名に増やすことはできたが、専門分野の学識経験者に女性の適任がならず、現状はこれ以上増やすことは困難。	引き続き女性委員候補探しを続ける。				
【施策①】 審議会等への女性の積極的登用	11	A	○女性人材登録制度への登録の推進	人権政策課	●登録者50人を目標に取り組む ※H23.4創設した制度:学習会の講師や、審議会等の女性委員の選任等に活用	3名の登録者が追加され、令和元年度登録者数は、42人	○ 登録者のうち2人が審議会委員に選定された。さらなる人材の情報収集に努める必要がある。	△ 年に数名ずつの登録であり、登録解除希望者が出てくるとなかなか登録者増につながらない。さらなる新規登録者の開拓が必要。	●登録者50人を目標に取り組む ※H23.4創設した制度:学習会の講師や、審議会等の女性委員の選任等に活用

基本目標1 男女の人権尊重の推進

重点目標(2)政策・方針決定における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
【施策②】 能力開発と人材育成	12	A	○市内の女性団体や男女共同参画推進団体との連携・協働による講座の開催	人権政策課	●フォーラムinくらし、あすをつくる倉吉女性塾との共催講座の開催	●あすをつくる倉吉女性塾との共催講座の開催 1回 内容:災害時における避難所の運営について男女共同参画の視点をもってできるワークショップ 参加者:33人 【施策番号1, 7, 29, 52】	○	ワークショップ形式による開催で話し合いながらでき、参加者からも好評であった。	○	女性塾との共催で開催することにより、市民の関心の高い講座を開催することができた。	●フォーラムinくらし、男女共同参画推進団体との共催講座の開催
				人権文化センター	(さわやか)男性の参加も促しながら、地域の身近な課題や日頃思っていることなどをテーマに開催する。 (やまびこ、はばたき、あたご)部落解放同盟倉吉市協議会各支部女性部と共催で、女性話そう会を開催し、啓発を推進する (はばたき)子育て世代の地域参加を求める機会としていくこと、女性話そう会の名称を検討していく必要がある。 (市人文)今年度は、「女性話そう会」をブロック別に開催し、先輩に学ぶというテーマで地域活動や子育てについて話し合った。小鴨ブロック18人、市街地ブロック12人、北谷・高城ブロック25人、関金・上小鴨ブロック12人 (やまびこ)女性話そう会や地域の女性部研修事業を行った。 (はばたき)子育て世代が参加しやすい内容を考え、世代をつなぐ参加呼びかけをした。子育て世代の悩みを知る機会となった。 (さわやか)男性の参加も求め開催し、地域での課題や思っていることなどについて意見交換ができた。 (あたご)部落解放同盟倉吉市協議会各支部女性部と連携して、女性話そう会を開催したが、施策の能力開発と人材育成の観点から講座を開催するには至らなかった。(意見交換のみ)	(市人文)今年度は、「女性話そう会」をブロック別に開催し、先輩に学ぶというテーマで地域活動や子育てについて話し合った。小鴨ブロック18人、市街地ブロック12人、北谷・高城ブロック25人、関金・上小鴨ブロック12人 (やまびこ)交流を深めると共に女性が抱えている問題について考えることができた。 △(はばたき)参加者を増やすためには、日常の世代間交流を工夫していく必要がある。 △(さわやか)男性の参加人数は少ないが、貴重な意見を聞くことができた。 △(あたご)女性話そう会を開催したことにより、コミュニケーション不足に陥りやすい環境にある住民の心の拠り所となった。	◎	(市人文)今年度は、様々な課題をテーマに開催しており、女性部の世代交代が進む中、開催に向け努力が続けられている。 (やまびこ)人口減少に伴い女性の負担が増えている傾向が見えてきている。 △(はばたき)地域の女性として活動している人だけでなく、少子化の中、次世代育成の機会として話そう会の名称変更とあり方を検討していくところに来た。持続可能な社会の実現を積極的に考える機会とした。 △(さわやか)女性話そう会等のセンター事業に参加した男性の意見を聞くことはできたが、次の展開が必要。 △(あたご)部落解放同盟倉吉市協議会各支部女性部との共催で、長年にわたり継続されていることは高評価に値する。	◎	部落解放同盟倉吉市協議会各支部女性部と共催で、市内5地区で女性話そう会を開催し、啓発を推進する。 (やまびこ)女性話そう会や地域の女性部との交流を行い、問題の解決に努める。 (はばたき)居住地で困っていること、課題を丁寧に受け止め、其々の地区でできることを考えまちづくりの実践へつながる話ができる機会としたい。名称変更をする。 (さわやか)それぞれのセンター事業において男性への呼びかけを行う。 (あたご)部落解放同盟倉吉市協議会各支部女性部と連携して内容の充実を図り、施策に沿った講座や研修等の企画と実践に取り組みたい。	
	13	A	○鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」との連携、研修会の開催	人権政策課	●スタッフ会研修会の開催 ●よりん彩主催講座のPR	●5月23日にスタッフ会研修をよりん彩講師に依頼し実施した。15人参加。 ●6月22日開催の「よりん彩記念日フォーラム」の企画・運営に職員が参画。同フォーラムにスタッフ9人が啓発カルタコーナー運営参加。 ●よりん彩主催講座チラシを市の各施設に設置及び庁内掲示板で周知した。	◎	例年の取り組みに加え、よりん彩との連携によるくらし男女共同参画推進スタッフの新たな活動ができた。	◎	くらし男女共同参画推進スタッフの研修や人権同和問題町内学習会への講師派遣関連の連携、啓発講座の相互の情報提供及び周知協力ができた。	●スタッフ会研修会の開催 ●よりん彩主催講座のPR ●市の啓発講座の周知依頼

基本目標1 男女の人権尊重の推進

重点目標(3)男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
【施策①】 認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進	14	A	○就学前教育・保育・学校教育における人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導の充実	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育全体計画・年間指導計画に基づき実践。 ●全教科全領域で、性別にとらわれない、個性・能力・進路希望等に応じた指導を実施 ●「赤ちゃんふれあい会」等の実施 ●中学生の保育実習の実施 ●中学校における性教育講演会の実施 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育全体計画・年間指導計画に基づき実践。 ●全教科全領域で、性別にとらわれない、個性・能力・進路希望等に応じた指導を実施。 ●中学生の保育実習の実施。 ●中学校における性教育講演会の実施 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な学習指導に加え、全教科領域において性別にとらわれない、個性・能力・進路希望等に応じた指導を実施することができた。 ●保育実習や性教育講演会等の活動により、体験を伴った男女共同参画意識の高揚に努めることができた。 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施により、児童生徒個々に対応した助言を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育全体計画・年間指導計画に基づき実践。 ●全教科全領域で、性別にとらわれない、個性・能力・進路希望等に応じた指導の実施。 ●「赤ちゃんふれあい会」等の実施。 ●中学生の保育実習の実施。 ●中学校における性教育講演会の実施。 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相談活動の実施。 		
				子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ●日常の保育を通じた児童への指導 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れ ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育指針等に基づき、日常において食育におけるクッキング事業等の男女共同参画を意識した保育を行った。 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れを行った。 ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施し、幼児期からの男女共同参画の意識付けを行った。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の発育、成長過程やクッキング事業等を通じて男・女児ともに家事育児に関心を持つ姿が見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●期間を通じて実施することができた。 ●児童館職員の協力、学校等関係機関と連携した取り組みができた。 ●赤ちゃんふれあい会では、母子確保の困難性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常の保育を通じた児童への指導 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れ ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施 	
				健康推進課 →(令和2年度～) 子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の児童を対象に、助産師及び保健師がいのちの教育を実施(可能な限り高学年で実施) ●思春期保健対策講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校(5.6年)の児童を対象に、保健師がいのちの教育を実施 10校 269人 ●思春期保健対策講演会を中部圏域で開催、94名 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校と連携して自分や他者を大切に育て、生きるための力を養っていくために、自分たちに何ができるのかを考える場とした。また、視覚教材をパワーポイントを用いたものにする事でわかりやすく伝えることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校と連携して自分や他者を大切に育て、生きるための力を養っていくために、自分たちに何ができるのかを考える場に来た。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校(5.6年)の児童を対象に、保健師がいのちの教育を実施 ●小・中学校養護教諭部会との連携促進 	
【施策①】 認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進	15	A	○保護者活動への男性の参画とリーダー職への女性参画の促進	学校教育課	●PTA活動における父親への活動参加の呼びかけと活動の工夫	●PTA活動における父親の積極的な参加を呼びかけた。	○	●各学校で行事等の機会を捉えて積極的な参加を呼びかけたが、効果は不明。	○	●父親の積極的な参加を呼びかけているが、効果は不明。	●PTA活動における父親への活動参加の呼びかけと活動の工夫を行う。
				子ども家庭課	●保護者会との連携による実施	●保護者会活動への父親の参加の呼びかけを行うとともに、参観日・奉仕作業等での父親の自主的な参加がみられた。また、母親が会長職へ就任することや役員会への参画がなされていた。	○	●仕事と子育ての両立させる中で、各家庭での仕事、家事、育児等の役割分担がされている。	○	●保護者会との連携により期間を通じて父親の自主的な参加がみられた。	●保護者会との連携による実施
【施策①】 認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進	16	A	○各地区公民館・自治公民館・保護者会活動等における学習機会の提供、住民への情報提供	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> ●スタッフ会研修会の開催 ●スタッフ会による啓発活動(出前講座)を地区公民館、同和教育町内学習会で活用できるよう情報提供をする。 ●町内学習会開催時の講師紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ●スタッフ会を対象とした研修会 2回開催。 ●スタッフ会による啓発活動を町内学習会で活用してもらう同和教育推進員に情報提供を行い、啓発活動を1回行った。【施策番号2】 ●地区の文化祭で啓発カルタ大会を実施 1回 ●町内学習会等開催時の外部講師紹介依頼 0件 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●スタッフ会による啓発活動も含めて地域の学習会で男女共同参画をテーマとする件数が減少してきた。研修テーマとして新しい取り組みの情報を提供できるように研究が必要。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●スタッフ会による啓発活動も含め、地域の学習会で男女共同参画をテーマとする件数が減少傾向。研修テーマとして取り組んでもらえるよう継続した学習の必要性のPRが必要。また、新しい取り組みの情報を提供できるように研究が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●スタッフ会研修会の開催 ●スタッフ会による啓発活動(出前講座)を地区公民館、同和教育町内学習会で活用できるよう情報提供をする。 ●町内学習会開催時の講師紹介
				地域づくり支援課	●学習機会の開催にあたり自治公民館に情報提供等で班回覧が必要な場合、倉吉市自治公民館連合会と必要な調整を行う。	●各所管課が自治公民館に対し、学習機会等の情報提供を行うに当たり、倉吉市自治公民館連合会と調整を行い、説明の機会を設けた。	○	●実際に自治公民館に学習機会の提供を行うのは各所管課である。当課では、倉吉市自治公民館連合会に対する説明の機会を設けることで、各所管課からの情報提供実施の支援を行った。	○	●各所管課が自治公民館に対し、学習機会等の情報提供を行うに当たり、倉吉市自治公民館連合会と調整を行い、説明の機会を設けることができた。	●各所管課において、学習機会の開催にあたり自治公民館への情報提供等で倉吉市自治公民館連合会と調整が必要な場合、その機会の確保に向け同連合会と調整を行う。
				生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館事業として男女を問わず誰でも参加できる事業を推進する。 ●人材銀行制度の啓発、学習活動の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館において男女を問わず誰でも参加できる各種学級講座等の事業を実施した。 ●人材銀行制度の周知及び啓発、講座開催の支援を行った。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館を中心に男女を問わず参加できる学習機会の提供と情報提供を行うことができた。 ●人材銀行制度について、団体等に周知し、人材銀行を活用した学習機会の提供を行うことができた。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年継続的に地区公民館を中心として、性別に関わらず誰でも参加できる学級講座等の学習機会の提供と情報提供を行うことができた。 ●人材銀行制度について、専門的な知識や技能を持つ人材の活用により学習機会を幅広い年齢層に提供し、学習機会の提供と情報提供を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館事業として男女を問わず誰でも参加できる事業を推進する。 ●人材銀行制度の啓発、学習活動の支援を行う。
				学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育・性教育参観日の懇談会を活用し、男女平等意識を啓発。 ●保護者研修の実施や研修情報の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育・性教育参観日の懇談会を活用し、男女平等意識を啓発。 ●保護者研修の実施や研修情報の提供。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が集まる機会を捉えて啓発活動を実施。 ●研修の様子等を学校便り等で広く周知した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育・性教育参観日の懇談会を活用し、男女平等意識を啓発。 ●保護者研修の実施や研修情報の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育・性教育参観日の懇談会を活用し、男女平等意識の啓発を行う。 ●保護者研修の実施や研修情報の提供を行う。

基本目標1 男女の人権尊重の推進

重点目標(4)男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶(倉吉市DV防止計画)

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
【施策①】 配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進	17	A	○ドメスティック・バイオレンスの防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動	人権政策課	●女性塾・スタッフ会等で研修会の情報提供を行う。また、市報、ホームページを利用しても情報提供する。	●毎年11/12～25に行われる、「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター、チラシによる周知を行った。 ●女性の人権ホットライン強化週間についてホームページ掲載、行政無線による広報実施 ●スタッフ会で県講演会(クローバー鳥取主催)の周知を行った。	○	暴力防止に関する啓発と相談窓口の広報ができた。	○	最初の2年は市報やホームページによる広報だけだったが、人権擁護委員連絡協議会の取り組みにより行政無線による広報を実施するようになり周知が強化されて良かった。	●女性塾・スタッフ会等で研修会の情報提供を行う。また、市報、ホームページを利用しても情報提供する。
				人権文化センター	(はばたき)・児童センターとの連携により、子どもの問題の背景に注意し、相談を受けたり発見に努め、関係機関と連携しながら、見守り支援に努力する。(はばたき、あたご)センターだより、ホームページ等を利用した広報・啓発活動。チラシによる情報提供を行う。	(市人文)DVについてセンターだよりで広報を行った。(やまびこ)他機関で講演会開催の機会があれば掲載するようにした。(はばたき)センターだよりで広報・啓発活動を実施。町内学習会へ講師で出向いた際には、内容に入れ啓発に努力した。DV,それにつながる児童虐待の発見に努力をした。相談も受け専門機関へつないだ。(さわやか)センターだよりによる情報提供を行った。(あたご)センターだより等による広報・啓発活動を行った。	○	(市人文)DVについてセンターだよりで広報を行った。(やまびこ)情報提供により、知ってもらえたこと。○(はばたき)センターだよりでの広報と町内学習会等へ出て話をしたことで、相談や発見へつながることが増加した。△(さわやか)踏み込んだ内容の情報提供等が必要。△(あたご)紙面のみでの広報・啓発に留まったが、相談(1件)があった。日常業務のなかで、センターが相談機関であることの周知や住民の拠点として機能を伝えた成果があった。	○	(市人文)センターだよりでの広報が紙面の関係上、毎年とはいかないが広報に努力してきた。(やまびこ)情報提供により、知らせていくことや意識をさせることができていく。○(はばたき)広報活動と地域へ出向いて話をし啓発していくこと。これらを両輪として取り組んでいくことで、関係機関や地域住民とつながる活動になったことが重要だと思った。△(さわやか)文書による情報提供のみだった。△(あたご)センター職員が伝える力と見つける力を発揮出来るように努める。	●センターだより、ホームページやチラシ等を利用した広報・啓発活動。チラシによる情報提供をする。(やまびこ)センターだよりによる情報提供や啓発を行う。(はばたき)今後も広報・啓発に努め、地域へ人権文化センター活動への理解を深めていただき頼られるセンターになることに努力する。関係機関と連携し、見守り支援に努力する。(さわやか)センターだより等で工夫した情報提供を行う(あたご)広報・啓発・センター職員が見つかる力を付け、解決のために努める。
				子ども家庭課	●婦人相談員等による情報提供 ●11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした啓発活動(パンフレット、緊急連絡先カードの配布、街頭広報) ●職員研修の実施	●婦人相談181件 延192件 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした啓発活動 11/12街頭キャンペーン 11/12～11/25パネル展示(倉吉交流プラザ) ●各種研修会へ参加、職員研修の実施	○	●随時、相談対応、情報提供を行った。 ●潜在化、重篤化を防ぐため、DV防止、相談窓口の啓発活動を充実していく必要がある。	○	●期間を通じて相談対応、情報提供を行った。 ●潜在化、重篤化を防ぐため、DV防止、相談窓口の啓発活動を充実していく必要がある。	●女性相談員等による情報提供 ●11月「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした啓発活動(パンフレット、緊急連絡先カードの配布、街頭広報) ●職員研修の実施 ●相談支援体制の整備
				学校教育課	●人権教育を中心にしたお互いを尊重しあう態度や心身の育成 ●学校生活全般で、自分の気持ちを言葉で伝えられる児童生徒の育成 ●中学校の学活で、デートDV等に関する学習の実施	●人権教育を中心に、お互いを尊重しあう態度や心身の育成。 ●学校生活全般において、意思表示できる児童生徒を育成。 ●中学校の学活で、デートDV等に関する学習を実施。	○	●人権教育を中心に、全教科・領域におけるお互いを尊重しあう態度や心身、意思表示できる児童生徒を育成。 ●デートDV等に関する学習の場を設定。	○	●人権教育を中心にしたお互いを尊重しあう態度や心身の育成。 ●学校生活全般で、自分の気持ちを言葉で伝えられる児童生徒を育成。	●人権教育を中心にしたお互いを尊重しあう態度や心身の育成。 ●学校生活全般において、意思表示できる児童生徒の育成。 ●中学校の学活で、デートDV等に関する学習の実施。
【施策①】 配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進	18	A	○セクシュアル・ハラスメント防止のための講演会等の開催、情報提供、啓発活動	人権政策課	●女性塾、スタッフ会等の研修会で情報提供を行う。また、市報、ホームページ等を利用しても情報提供を行う。	●部落解放研究倉吉市集会の分科会においてハラスメントをテーマとしグループでなぜならないか、どうしたらなくなるかを話し合った。参加者56人	◎	市集会の男女共同参画分野の分科会で昨年の倍の参加者があり関心の高さがうかがえる。ハラスメントのとらえ方や対応の仕方について考える機会となった。参加者アンケート回答者(38人)のほぼ全員が参加して満足されていた。	○	著名人のセクハラ事件や#MeToo運動、フラワーデモなどセクハラや性被害に関する被害の声が以前に比べて出せる人が増えてきたものの根本的に防止が重要であり、継続的な取り組みが必要。市集会のような全市民対象の研修会から、町内学習会のような小規模な研修まで継続してきたが、事業所での研修状況について把握が必要。	●スタッフ会等の研修会で情報提供を行う。また、市報、ホームページ等を利用しても情報提供を行う。
				人権文化センター	●センターだよりによる情報提供(はばたき) ●テーマを検討し女性話そう会を継続する。 ●相談機関であることの周知に努める。(はばたき、あたご) ●情報提供を行う(やまびこ)	(市人文)未実施(やまびこ)他機関で講演会開催の機会があれば掲載するようにした。(はばたき)センターだよりでの情報提供。町内学習会等での啓発、相談機関であることを周知してきた。(さわやか)センターだよりによる情報提供を行った。(あたご)センターだよりによる広報・啓発活動を行った。	-	(市人文)未実施(やまびこ)情報提供により、知ってもらえたこと。○(はばたき)センターの考え方・取り組みへの理解が進み、相談機関として認知して下さる方が増加した。△(さわやか)踏み込んだ内容の情報提供等が必要。△(あたご)紙面による広報・啓発のみに留まったが、発信を続けることで、周知が広がることの期待が大きい。	-	(市人文)広報や啓発活動に努力したい。(やまびこ)情報提供により、知らせていくことや意識をさせていくことができていく。○(はばたき)広報活動と地域へ出向いて話をし啓発していくこと。関係機関や地域住民とつながる活動実践を積み上げることで相談機関として認知していただけた。△(さわやか)文書による情報提供のみだった。△(あたご)センターだよりによる広報活動を継続することにより、相談を受けた実績に繋がる。(H30、2回)紙面での周知が効果的に行われている。	●センターだよりによる情報提供 ●テーマを検討し女性話そう会を継続する。 ●相談機関であることの周知に努める。(はばたき)センターだよりによる情報提供を行う。(はばたき)今後も広報・啓発に努め、地域へ人権文化センター活動への理解を深めていただき頼られるセンターになることに努力する。関係機関と連携し、見守り支援に努力する。(さわやか)センターだより等で工夫した情報提供を行う。(あたご)課題や悩みを解決するために相談体制の充実の周知に努めたい。
				商工観光課	●人権啓発企業連絡会企業内研修として、企業の照会に対して講師の推薦を行う。	人権啓発企業連絡会企業内研修として、企業の照会に対して講師の推薦を行った。	○	人権啓発企業連絡会企業内研修のテーマに応じた講師を派遣することができた。	○	人権啓発企業連絡会企業内研修のテーマに応じた講師を派遣することができた。	人権啓発企業連絡会企業内研修のテーマに応じた講師を派遣する。
19	A	○パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)等各種ハラスメントに関する情報提供、啓発活動	人権政策課	●市報、ホームページ等で情報提供を行う。	●ホームページ等で情報提供を行った ●部落解放研究倉吉市集会の分科会においてハラスメントをテーマとした。参加者56人	◎	市集会の男女共同参画分野の分科会で昨年の倍の参加者があり関心の高さがうかがえる。ハラスメントのとらえ方や対応の仕方について考える機会となった。参加者アンケート回答者(38人)のほぼ全員が参加して満足されていた。	○	セクシャル・ハラスメントと同様、職場での体制づくりのための継続した啓発が必要。市集会のような全市民対象の研修会から、町内学習会のような小規模な研修まで継続してきたが、事業所での研修状況について把握が必要。	●市報、ホームページ等で情報提供を行う。	

基本目標1 男女の人権尊重の推進

重点目標(4)男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶(倉吉市DV防止計画)

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
【施策②】 相談・支援体制 の充実	20	A	○ドメスティック・バイオ レンスに関する相談・支 援体制の充実	子ども家庭課	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ 等への掲載による相談窓口の周知 ●婦人相談員、母子自立支援員等による相談支援 ●庁内関係課、関係機関、施設等との連携 ●関係職員の研修の実施 ●庁内関係課による連携したDV被害者支援の実施	●「倉吉市子育てガイドブック」、市報、ホームペー ジ等へ相談窓口を掲載 ●婦人相談員、母子・父子自立支援員配置 ●各種研修会へ参加 ●学校、保育園・こども園、医療保険、手当関係等 庁内関係課連携し、DV被害者支援を実施	○	●相談窓口の周知を図った。 ●関係機関、庁内関係部署と連 携しながら対応した。	○	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ 等への掲載による相談窓口の周知 ●女性相談員、母子・父子自立支援員等による相 談支援 ●庁内関係課、関係機関、施設等との連携 ●関係職員の研修の実施 ●庁内関係課による連携したDV被害者支援の実施	
				学校教育課	●全教職員で、子どもの様子を日々注意深く観察す ることによりDV等を早期発見 ●児童生徒と教職員、保護者と教職員間における、 相談しやすい環境づくり ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワー カー、心の教室相談員、学校教育相談員による相 談活動の実施 ●関係機関と連携した、DV被害にあったまたは疑 いのある児童生徒・保護者に対する支援の実施	●全教職員が注意深く児童観察を行い、DV等を早 期発見。 ●児童または保護者と教職員間における相談しや すい環境づくりを実施。 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワー カー、心の教室相談員、学校教育相談員による相 談活動を実施。 ●関係機関と連携した、DV被害にあったまたは疑 いのある児童生徒・保護者に対する支援を実施。	○	●教職員による日常的な児童観 察や定期的な情報共有の実施。 ●教職員による相談方法や相談 機関の周知。 ●スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー、心の教室相 談員、学校教育相談員による相談 活動や関係機関と連携した取り組 みを実施。	○	●全教職員で、児童の様子を日々注意深く観察 することによりDV等を早期発見 ●児童生徒と教職員、保護者と教職員間におけ る、相談しやすい環境づくり ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワ ーカー、心の教室相談員、学校教育相談員による相 談活動の実施 ●関係機関と連携した、DV被害にあったまたは疑 いのある児童生徒・保護者に対する支援の実 施	
				人権政策課	●人権相談窓口を開設し、性別による差別的取扱 いやDV等の人権侵害等に関する相談に対応する	●市民等からの相談に関係機関と連携して対応す るため、ホームページやリーフレット等で、ニーズ や緊急性に応じて他機関が開設する専門の相談窓 口を紹介しているが、人権政策課に直接の相談は なかった。	-	-	-	専任の相談員がいないので、専門機関の相談 窓口からの情報収集を継続して行う。	●人権相談窓口を開設し、性別による差別的取扱 いやDV等の人権侵害等に関する相談に対応、また は専門相談窓口につなぐ。
【施策②】 相談・支援体制 の充実	21	A	○関係機関と連携した 被害者及びその家族に 対する支援の充実	子ども家庭課	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ 等への掲載による相談窓口の周知 ●婦人相談員、母子自立支援員等による相談支援 ●庁内関係課、関係機関、施設等との連携 ●関係職員の研修の実施 ●庁内関係課による連携したDV被害者支援の実施	●「倉吉市子育てガイドブック」、市報、ホームペー ジ等へ相談窓口を掲載 ●婦人相談員、母子・父子自立支援員配置 ●各種研修会へ参加 ●学校、保育園・こども園、医療保険、手当関係等 庁内関係課連携し、DV被害者支援を実施	○	●相談窓口の周知を図った。 ●関係機関、庁内関係部署と連 携しながら対応した。	○	●「倉吉市子育てガイドブック」、市報、ホームペー ジ等への掲載による相談窓口の周知 ●女性相談員、母子・父子自立支援員等による相 談支援 ●庁内関係課、関係機関、施設等との連携 ●関係職員の研修の実施 ●庁内関係課による連携したDV被害者支援の実施 ●相談支援体制の整備	
				人権政策課	●関係機関の連絡先等の把握と周知	●ホームページに掲載。 ●行政無線により「女性の人権ホットライン強化週 間」について広報し、相談電話番号を周知。 ●関係機関に係る連絡先等を庁舎、各人権文化セ ンターにリーフレットを設置	○	相談窓口について周知できた。	○	継続的な相談窓口の周知ができた。	●関係機関の連絡先等の把握と周知
	22	A	○セクシュアル・ハラス メントに関する相談・支 援体制の充実	人権政策課	●市民からの相談について関係課、関係機関と連 携し対応する	●市民からの相談なし	-	-	-	相談窓口に関する情報提供について、最新のも のを提供できるようアンテナを張り、確認してお く。	●市民からの相談について関係課、関係機関と連 携し対応する

基本目標1 男女の人権尊重の推進

重点目標(5)男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画	
【施策①】 男女の健康支援と妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発	23	B	○妊娠・出産に関する制度の充実	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦・乳幼児訪問指導 保健師・助産師又は母子保健推進員による訪問指導の実施 ●妊婦健康診査 医療機関に委託して実施する。 妊婦健診14回を公費で助成 ●妊婦歯科検診 歯科医療機関に委託して実施する。 妊婦の歯科検診1回を公費で助成 ●母親学級・両親学級の実施 ●特定不妊治療・人工授精に係る費用の一部助成 ●不育治療に係る費用の一部助成 ●妊娠・出産包括支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦・乳幼児訪問指導 保健師又は母子保健推進員による訪問指導の実施 ●妊婦健康診査 延4,476人 医療機関に委託して実施する。 妊婦健診14回を公費で助成 ●妊婦歯科検診 159人 歯科医療機関に委託して実施する。 妊婦の歯科検診1回を公費で助成 ●母親学級・両親学級の実施 8回 妊婦48人・妊婦の夫25人 ●特定不妊治療・人工授精に係る費用の一部助成 特定不妊治療費助成:24人 人工授精助成:12人 ●不育治療に係る費用の一部助成:0件 	○	妊産婦の健康を保持増進するために健診・教育・家庭訪問により保健指導を実施した。また、不妊・不育治療費の助成を行った。	○	妊産婦の健康を保持増進するために健診・教育・家庭訪問により保健指導を実施した。また、不妊・不育治療費の助成を行った。
	24	A	○男性の自立支援を図る講座の開催	健康推進課	●健康教育、訪問指導、健康相談等の中で要望に応じて実施	●男性の自立支援を図る講座は実施なし	-	-	-	講座を行っていない。
	25	B	○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	健康推進課	●各種事業を通じて情報提供を実施	●各種事業を通じて情報提供を実施	○	各種事業を通じて情報提供を行った。	○	各種事業を通じて情報提供を行った。
人権政策課				●リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研修会等の開催について市報、ホームページ等で情報提供する	未実施	-	ホームページでの啓発も要検討。	△	市報だけでなく、ホームページに掲載をするなど常時啓発できるようにしておく。	●リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報について市報、ホームページ等で情報提供する。
学校教育課				<ul style="list-style-type: none"> ●性教育年間指導計画に基づき、保体、学活、道徳等で指導を実施する。 ●中学校で性教育講演会を実施する。 ●児童の実態に応じて、小学校で「命の教育」を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ●性教育年間指導計画に基づき、保体、学活、道徳等で指導を実施。 ●中学校で性教育講演会を実施。 ●児童の実態に応じて、小学校で「命の教育」を実施。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●性教育年間指導計画に基づいた指導を実施。 ●性教育講演会を実施。 ●児童の実態に即した「命の教育」を実施。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ●性教育年間指導計画に基づき、保体、学活、道徳等で指導を実施。 ●中学校で性教育講演会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●性教育年間指導計画に基づき、保体、学活、道徳等で指導の実施。 ●中学校での性教育講演会の実施。 ●小学校での児童の実態に応じた「命の教育」の実施。
26	B	○性別、年齢等に関わらず、全ての人々が生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るための環境整備、健康支援	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診は受診率50%を目標とする。集団及び個別検診を実施。女性特有の乳・子宮がん検診、及び働く世代の検診受診率向上について、受診勧奨をしていく ●健康教育、訪問指導、健康相談、健康手帳交付、健康づくり推進員研修会、市報掲載等を実施 ●食生活改善推進員への研修実施し、地域での活動を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診の実施(H31.6月～R1.2月) 集団:27回(うち休日健診5回) 医療機関:健診期間中随時実施 ●健康教育(105回)延2,863人 ●訪問指導 実人数186人 延人数290人 ●健康相談(47回)延1,133人 ●食生活改善推進員の活動 研修会(20回)延706人 地域での各種教室実施(84回)延3328人 	○	がん検診を実施し、女性特有のがんについては、特定の年齢の自己負担金を軽減した。また、健康教室や相談、研修会等において、市民の健康に対する意識向上を図るため、啓発活動を行うことができた。	○	がん検診を実施し、女性特有のがんについては、特定の年齢の自己負担金を軽減した。また、健康教室や相談、研修会等において、市民の健康に対する意識向上を図るため、啓発活動を行うことができた。	

基本目標2 職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進

重点目標(1)職場における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画
【施策①】 職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保	27	A	○企業への情報提供と積極的な事業所へのPR活動	人権政策課	●男女雇用機会均等法等に関する情報、関係する研修会等の情報提供 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰制度のPRIにより男女の均等な雇用機会・待遇の確保を推進する。	●商工会議所を通しての働き方改革関連研修の情報提供を行った。	△	情報提供を行ったのみ。	●男女雇用機会均等法等に関する情報、関係する研修会等の情報提供 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰制度のPRIにより男女の均等な雇用機会・待遇の確保を推進する。
				商工観光課	●研修会等の際に情報提供を行う。	研修会で情報提供した。	○	研修会で情報提供した。	○
	28	A	○企業訪問による働きかけ	人権政策課	●企業訪問し各種講座等の案内をする際に、併せて働きかけを行う。	未実施	△	未実施	職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保について、企業訪問を行う際に働きかけを行う。
				商工観光課	●施策に関する国・県の新しい制度の周知依頼等に対応して、働きかけを行う。	未実施	△	未実施	△
【施策②】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	29	A	○ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と講演会の開催	人権政策課	●研修会等の開催 ●市主催以外で開催されるこのテーマでの講演会・研修会等の開催について、ホームページ・チラシ等で情報提供を行う。 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰	●研修会等の開催 未実施 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰 3件(うち企業2件)	△	男女共同参画推進まちづくり表彰による事業所の事例紹介での情報提供となった。	●研修会等の開催 ●市主催以外で開催されるこのテーマでの講演会・研修会等の開催について、ホームページ・チラシ等で情報提供を行う。 ●市男女共同参画推進まちづくり表彰
				人権政策課	●関連啓発講座・講演会の実施 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。	県主催講座の情報提供を行った。	○	情報提供を行った。	○
【施策②】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	31	A	○ワーク・ライフ・バランス推進の好事例となる倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰により団体・個人の紹介等を行い、他の事業主の女性活躍推進に向けた取り組み	人権政策課	●関係機関、全庁横断的に情報収集・啓発をする。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰式を男女共同参画推進月間に実施し、表彰事業者・団体等取組をPRする。 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。	施策29と同じ	△	市報での周知のみだったので効果の把握は困難。	●関係機関、全庁横断的に情報収集・啓発をする。 ●男女共同参画推進まちづくり表彰式を男女共同参画推進月間に実施し、表彰事業者・団体等取組をPRする。 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。
				人権政策課	●企業訪問による啓発活動の実施 ●市報、ホームページ等で情報提供を行う。 ●男女共同参画まちづくり表彰により女性管理職登用にに向けた取り組みを顕彰・推進する。	●企業訪問は未実施 ●男女共同参画まちづくり表彰により女性管理職登用にに向けた取り組みを顕彰・推進できた。受賞企業の取組を市報、ホームページ等で情報提供を行った	△	男女共同参画推進まちづくり表彰による事業所の事例紹介での顕彰となった。	△
【施策③】 女性の職業生活における活躍の推進	32	A	○企業における女性の管理職登用にに向けた啓発と推進	人権政策課	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等、関係機関との連携による情報提供等	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等、関係機関から発信されるチラシ等の配布ホにより情報提供を行った。	○	情報提供を行った。	●鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等、関係機関との連携による情報提供等
				子ども家庭課	●「くらし子育て応援ガイド」、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●婦人相談員、母子自立支援員等による相談支援	●倉吉市子育てガイドブック、市報、ホームページ等への掲載による相談窓口の周知 ●婦人相談員、母子自立支援員等による相談支援 ●ハローワーク等と連携して対応した。	○	●相談窓口の周知を図るとともに、関係機関等と連携して対応した。	○
	33	A	○女性の就労相談事業の実施及び就労・子育てサービスに関する情報提供	人権政策課	●県及び県男女共同参画センター「よりん彩」全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等	●県・県男女共同参画センター・市関係施設と連携して講座等の情報提供を行った。	△	県及び県男女共同参画センターからの情報提供はできた。庁内連携した講座の開催は行っていない。	●県及び県男女共同参画センターからの情報提供はできた。庁内連携した講座の開催は行っていない。図書館が開催している相談会から対応できるテーマでの講座開催の検討も考えられる。
				図書館	●相談会・セミナーによる女性の起業・就職の支援 ●女性活躍推進に関する図書・資料の収集・提供 ●図書館のホームページ(鳥取県図書館横断検索)を利用した「よりん彩」所蔵図書あるいは他館所蔵図書等の提供 ●「よりん彩」をはじめ各種啓発パンフレット・チラシ等の配布 ●ビジネス上の悩みなどに対応する心の相談会を定期的に開催する。	●ビジネス相談会による女性の起業・就職の支援 ●女性の活躍を推進する図書・資料・データベース情報の収集・提供 ●図書館のホームページ(鳥取県図書館横断検索)を利用した「よりん彩」所蔵図書あるいは他館所蔵図書等の提供 ●「よりん彩」の発行物をはじめ各種啓発パンフレット・チラシ等の設置・配布 ●ビジネス上の悩みなどに対応する心の相談会の定期的な開催	○	ほぼ予定どおり実施できた。	○

基本目標2 職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進

重点目標(1)職場における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画
	35	A	○働く女性の学びと交流を支援するネットワークづくりの推進	人権政策課	●関係機関からの情報収集及び全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等	県主催のスキルアップ研修の情報提供	△ 県主催事業の情報入手が開催まぎわだったため周知の効果があったとは言えない。	△ 働く女性や事業所のニーズを把握する手段、方法を得るに至らなかった。	講座情報の提供
	36	A	○女性の再就業、資格取得、キャリアアップを支援する講座の開催	人権政策課	●関係機関や全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等	県やよりん彩等からの講座の情報提供を行った。	○ 情報提供を行った。	○ 情報提供を行ったのみ。	●関係機関や全庁横断的な連携による講座実施・情報提供等
	37	A	○女性活躍による地域活性化と企業の人材育成を図ることを目的とした異業種間交流会の開催	人権政策課	●関係機関や団体及び全庁横断的な連携をして情報収集し、市内女性起業家や企業で働く女性を対象に女性活躍による地域活性化の方法について学んだり議論する講座等(交流会)を開催する。	未実施	-	-	●関係機関や団体と連携し、市内女性起業家や企業で働く女性を対象に女性活躍による地域活性化の方法について学んだり議論する講座等(交流会)を開催する。
【施策④】 農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進	38	B	○「家族経営協定」の締結の推進と制度の周知	農林課	●農業の経営改善に取り組む農業者に、農業経営における夫婦等の役割分担を明確にする家族経営協定の締結を推進する ●農業経営改善計画で家族経営協定を目標としている認定農業者に対して働きかけを行うとともに、親元就農促進支援交付金の活用を含め、制度周知を図る	●農業の経営改善に取り組む農業者及び農業経営改善計画で家族経営協定を目標としている認定農業者に対し、農業経営における家族間の役割分担を明確にする家族経営協定の締結を推進した。 ●農業経営改善計画で家族経営協定を目標としている認定農業者に対して、親元就農促進支援交付金の活用を含め、制度周知を図った。	○ ●家族経営協定締結数 9件 ※ H30年度実績 0件 ●親元就農促進支援交付金の活用 7件(うち女性農業後継者 1件) ※ H30年度実績 3件(うち女性農業後継者 1件)	○ 「家族経営協定」制度の周知と締結の推進を行ったことにより、H28からR01の4年間で12件の協定締結につなげることができた。農業の分野においても、ワーク・ライフ・バランスを意識した取り組みを引き続き継続していく必要がある。	●農業の経営改善に取り組む農業者に、農業経営における夫婦等の役割分担を明確にする家族経営協定の締結を引き続き推進する。 ●農業経営改善計画で家族経営協定を目標としている認定農業者に対して働きかけを行うとともに、親元就農促進支援交付金の活用を含め、制度周知を図る。
			○女性農業者への能力開発支援	農林課	●農業経営の経理を主に担当する女性農業者に対して、パソコンによる簿記指導会を引き続き開催し支援する ●農業者自らが、加工・製造、流通・販売までの取組み(6次産業化)の相談と支援の助言を行う	●農業経営の経理を主に担当する女性農業者を中心にパソコン簿記指導を行った。(8月～1月)	○ ●パソコンによる農業簿記指導会への女性参加者数 延べ30人 ※ H30年度実績 延べ30人	○ パソコンによる農業複式簿記指導会では、農業経営において経理を主に担当する女性農業者の参加も多いため、女性農業者への能力開発支援につながった。	●農業経営の経理を主に担当する女性農業者に対して、倉吉市農業青色申告会等を紹介し、支援する。 ●農業者自らが、加工・製造、流通・販売までの取組み(6次産業化)の相談と支援の助言を行う。
	39	A		農業委員会	各種団体の女性のつどい等について情報提供を行う	各種団体の女性のつどい等について情報提供を実施	◎ 女性農業委員が企画した一般市民を対象とした体験イベントを農業委員会だよりなどで広く情報発信した。	◎ 各種団体の女性のつどい等について情報提供。	各種団体の女性のつどい等について情報提供を行う。
【施策④】 農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進			40	A	○相談・指導及びチャレンジ支援の啓発と情報提供	商工観光課	●チャレンジショップについて市報、ホームページ等で広報をおこなう。	○ チャレンジショップについて市報、ホームページ等で広報を行った。	○ チャレンジショップについて市報、ホームページ等で広報を行った。
				農林課	●農業委員会等との共催の農家相談会で、農家の多様な相談に対応する ●各種施策・事業・制度説明については、HPその他を活用し、情報提供を行うとともに、問い合わせや相談に対して、必要な助言を行う	●農業委員会等との共催の農家相談会で、農家の多様な相談に対応した。 ●各種施策・事業・制度説明については、計画どおり実施し、問い合わせや相談に対して必要な助言を行ったが、HPの活用があまりできなかった。	○ ●毎月の農家相談会では、7件のうち3件が女性からの相談 ※ H30年度実績 相談件数 9件(うち女性4件) ●HPを活用した情報発信の機会を増やしていく必要がある。	○ 農家からの多様な相談への対応や各種施策・事業・制度についての情報提供を行うことができた。	●農業委員会等との共催の農家相談会で、農家の多様な相談に対応する。 ●各種施策・事業・制度説明については、HPその他を活用し、情報提供を行うとともに、問い合わせや相談に対して、必要な助言を行う。
				農業委員会	「農業委員が、年齢、性別等に著しい偏りが生じることが無いような登用」をはかることを要望	「女性農業委員及び認定農業者等の登用」をはかることを要望	○ 女性農業委員 3名 認定農業者 10名	○ 総会等で、女性農業委員の役割等を話し合い、女性登用の周知を図った。	総会等で、女性農業委員の役割等を話し合い、年齢、性別等に著しい偏りが生じることが無いような委員登用の周知を図る。
				人権政策課	女性の起業に関連した講座の開催及び情報提供を行う。	未実施	-	△ 起業に関する講座を1回開催した。その効果を把握するまでに至っていない。	女性の起業に関連した講座の開催及び情報提供を行う。

基本目標2 職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進

重点目標(3)家庭における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
【施策①】 家事・育児・介護への男性の参画の促進	46	A	○男性の家庭生活における参画を視野に入れた各種講演会、研修会の開催	子ども家庭課	●各種団体が開催する関連事業の周知	●各種団体が開催する関連事業の周知を行った。	△	●保育施設として、保護者対象の自主事業については時間の制約があり困難であった。	△	●各種団体が開催する関連事業の周知	
				健康推進課	乳児訪問、乳幼児健診、母親・両親学級等において男性・女性が協力して育児を行うことを指導。	●各種教室、乳幼児健診等において男性・女性が協力して育児を行うことについて指導 乳幼児健診(6か月児・1歳6か月児・3歳児健診): 66回 950人	○	乳児訪問、乳幼児健診等の場で両親が協力して育児をしていくことの保健指導を実施した。	○	乳児訪問、乳幼児健診等の場で両親が協力して育児をしていくことの保健指導を実施した。	乳児訪問、乳幼児健診、母親・両親学級等において男性・女性が協力して育児を行うことを指導。
				長寿社会課	●男性の参加の多いサロン等で教室を開催し、家庭内で男性・女性が共に協力して介護を行なうことができるよう推進する。	●サロン等で教室を開催した。 ●認知症サポーター養成講座を開催した。	○	男性の参加もあり、概ね目標を達成できた。	○	男性の参加もあり、概ね目標を達成できた。	●男性の参加の多いサロン等で教室を開催し、家庭内で男性・女性が共に協力して介護を行なうことができるよう推進する。
				人権文化センター	●両性を対象にした料理教室、研修会等の開催(はばたき) ●男性を対象にした研修会を実施する(やまびこ)	(やまびこ)男性を対象にした研修会は開催できなかったが、町内学習会で取り組む地域の相談にのった。 (はばたき)にこにこサロンや館内事業を活用し、男女の別なく各自の得意なことで力を発揮できる機会を提供した。双方向で自尊感情を高めることに取り組んだ。 (さわやか)男性対象の料理教室は行っていないが、さわやかサロン、女性学級での食生活改善学習に男性の参加あり。 (あたご)未実施	(やまびこ)町内学習会で男女共同参画について考えてもらうことができた ○(はばたき)少子高齢化、人口減少の中で近隣の人に助けをもらうことへのハードルが下がった。男女と分けずお互いという感覚が芽生えてきた。 ○(さわやか)女性学級や家庭生活に関係した事業に、少数ではあるが男性の参加が見られた。 - (あたご)男の料理教室に代わる研修等を実施出来なかった。	(やまびこ)町内学習会で取り組まれた地域があり、地域で考えることができてきた ○(はばたき)H28の地震以降、共助の意識の高まりの中、性別分担意識が薄れてきた。地域の中で日中活動できる男性の減少で、女性自身も担う役割が増加している。地域の実態の発信に努力してきた。 ○(さわやか)これまで女性だけだった事業に男性の参加が見られるようになった。 △(あたご)H30年度までの取り組み(男の料理教室)に代わる研修等を発案するに至らなかったため、次年度では家庭における男女の協力推進の広報に努める。	(やまびこ)町内学習会や各種団体の研修機会として働きかける (はばたき)働き方改革、労働、年金等のシステムの変化、地域の人口構成について情報発信しながら、地域の住民生活の持続に向けて住民とともに考え活動していくプログラムに取り組む。 (さわやか)男性が参加しやすい事業を検討する。 (あたご)研修等の開催にこだわらず、伝える力を充実させ、周知を図っていく。		
				人権政策課	●講演会、講座等の開催	●町内学習会において家事・介護への男性の参画についてDVD及びスタッフ会による朗読劇により啓発を行った。	○	身近な問題なので学習会参加者からの反応はよく効果につながれると思われる。	○	身近な問題なので学習会参加者からの反応はよく効果につながれると思われる。地道な啓発の継続が必要。	●講演会、講座等の開催
生涯学習課	●地区公民館において必要に応じて企画・実施	●地区公民館において男性を対象にした料理教室、男女がともに参加できる子育て講演会やサロン等を実施。	○	●男性の家庭生活における参画を促すきっかけづくりを提供できた。	○	家事、育児、介護における男性の参画を促すきっかけづくりとなる学習機会を、地区公民館事業において実施することができた。	●地区公民館において必要に応じて企画・実施				
【施策①】 家事・育児・介護への男性の参画の促進	47	B	○子どもの頃から家事の分担や手伝いを習慣づけていくための啓発	子ども家庭課	●日常の保育を通じた児童への指導 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れ ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施 ※施策番号14と内容同じ。	施策14記載のとおり	○	●乳幼児の発育、成長過程やクッキング事業等を通じて男・女児ともに家事育児に関心を持つ姿が見られた。	○	●日常の保育を通じた児童への指導 ●保育所、子育て支援センターでの児童・生徒の保育体験、ボランティアの受け入れ ●赤ちゃんと小・中学生とのふれあい事業の実施 ※施策番号14と内容同じ。	
				人権政策課	●市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用して啓発する	未実施	-	実施できなかった	△	啓発につながる事例を募集するなどして参画促進につなげて必要がある。	●市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を利用して啓発する
				学校教育課	●児童生徒への働きかけ ●家庭科での、家族における役割の学習 ●長期休業中を中心に、家庭での家事分担の実施報告 ●通信や学級懇談等での、保護者への啓発 ●PTA、学校と連携し教育講演会で啓発	●児童生徒への働きかけを行った。 ●家庭科での、家族における役割を学習。 ●長期休業中を等に、家庭での家事分担を実施報告。 ●通信や学級懇談等での、保護者への啓発を行った。 ●PTA、学校と連携し教育講演会で啓発した。	○	●効果は不明であるが、前述の内容について各学校の創意工夫により実施した。	○	●児童、保護者等の啓発を様々な機会で行うことができた。	●児童生徒への働きかけ ●家庭科での、家族における役割の学習 ●長期休業中を中心に、家庭での家事分担の実施報告 ●通信や学級懇談等での、保護者への啓発 ●PTA、学校と連携し教育講演会で啓発
48	B	○相談体制の充実と情報提供	子ども家庭課	●児童指導員、保健師、家庭児童相談員、母子自立支援員等による相談・情報提供 ●保育所、子育て支援センター等での相談・情報提供、セミナー等の開催	●随時、児童指導員、保健師、家庭児童相談員、母子自立支援員等による相談・情報提供、同行、訪問等必要な支援を行った。 ●子育て支援センター相談受付 425件	○	●相談内容に応じて、効果的な助言、関係機関への連携や情報提供等を行った。	○	●児童指導員、保健師、家庭児童相談員、母子自立支援員等による相談・情報提供 ●保育所、子育て支援センター等での相談・情報提供、セミナー等の開催		
			健康推進課	●育児相談 定期相談(月1回)と随時(相談室等)で個別に育児支援を行い子育てに関する情報提供と相談を実施 ●乳幼児健診 3～4月児健診 9～10月児健診 6か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	●育児相談:11回 延81人 定期相談(月2回)と随時(相談室等)で個別に育児支援を行い子育てに関する情報提供と相談を実施 ●乳幼児健診(6か月児・1歳6か月児・3歳児健診): 66回 950人	○	育児に関する不安を軽減し、安心して育児ができるように健診・個別相談・訪問等で保健指導を実施した。	○	育児に関する不安を軽減し、安心して育児ができるように健診・個別相談・訪問等で保健指導を実施した。	●育児相談 定期相談(月1回)と随時(相談室等)で個別に育児支援を行い子育てに関する情報提供と相談を実施 ●乳幼児健診 3～4月児健診 9～10月児健診 6か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	
			長寿社会課	●長寿社会課に認知症地域支援推進員を1人配置 ●介護相談員派遣事業の実施 ●市内5か所の地域包括支援センターで、高齢者に係る総合相談、情報提供を実施 ●各種介護予防教室等で介護に関する情報提供	●市内5か所の地域包括支援センターで実施。 相談件数 18,922件	◎	総合相談をはじめ、地域包括ケア等の推進を図った。	◎	総合相談をはじめ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図った。	●長寿社会課に認知症地域支援推進員を2人配置 ●介護相談員派遣事業の実施 ●市内5か所の地域包括支援センターで、高齢者に係る総合相談、情報提供を実施 ●各種介護予防教室等で介護に関する情報提供	

基本目標2 職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進

重点目標(3)家庭における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
【施策②】 両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大	49	B	○育児・介護に関する支援サービスの充実	子ども家庭課	●保育サービスの充実 ●子育て支援センター事業の充実 ●ファミリーサポートセンター事業の実施 ●放課後児童健全育成事業の体制整備	●仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービス、放課後児童クラブの適正な運営を行った。 ●子育て支援センター 2か所 ●ファミリーサポートセンター活動実績 37件	◎	◎	●育児支援が必要な世帯に対して必要な支援体制を整え、ソフト、ハード両面の充実を図った。	●保育サービスの充実 ●子育て支援センター事業の充実 ●ファミリーサポートセンター事業の実施 ●放課後児童健全育成事業の体制整備	
				長寿社会課	●緊急通報システム事業の推進 ●配食サービス、軽度生活援助事業による生活支援 ●家族介護用品購入費助成事業、高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業による低所得者世帯の経済的負担の軽減 ●福祉用具の給付・貸付事業	●緊急通報システム事業により、独居高齢者の安否確認や緊急時の対応を迅速に実施。 設置数 148台 ●配食サービス、軽度生活援助事業により独居高齢者の生活支援を実施。 利用者数計 212人(配食)、109人(軽度) ●家族介護用品購入費助成により、介護用品助成券を支給し、低所得者世帯の経済的負担を軽減。 利用者数 27人 ●福祉用具の給付・貸付事業を実施。 給付件数 189件	◎	◎	介護に関する支援サービスを実施することで、高齢者の自立した生活を確保することができた。	●緊急通報システム事業の推進 ●配食サービス、軽度生活援助事業による生活支援 ●家族介護用品購入費助成事業、高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業による低所得者世帯の経済的負担の軽減 ●福祉用具の給付・貸付事業	
				図書館	●家庭での読み聞かせ普及を目的に6か月児健診時に絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト・トートバック等をプレゼントし、ボランティアによる読み聞かせ指導を実施 ●1歳6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト等をプレゼントし、職員による読み聞かせ指導を実施 ●年2回ボランティア・保健センター職員を交えた報告会を開き、より円滑で効果的な運営方法を協議 ●子育て応援コーナーの図書・雑誌の充実、関連する育児・医療・介護に関する図書の購入と提供を実施 ●介護に関する図書、資料の収集・提供	●家庭での読み聞かせ普及を目的に6か月児健診時に絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト・トートバック等をプレゼントし、ボランティアによる読み聞かせ指導を実施 ●1歳6か月児健診時に、絵本1冊・アドバイス集・絵本リスト等をプレゼントし、職員による読み聞かせ指導を実施 ●年2回ボランティア・市職員を交えた報告会を開き、より円滑で効果的な運営方法を協議 ●子育て応援コーナーの育児・医療・介護に関する図書の購入と提供 ●介護に関する図書、資料の収集・提供	○	○	ほぼ予定どおり実施できた。	●家庭での読み聞かせ普及を目的に6か月児健診時に絵本1冊・絵本リスト・トートバック等をプレゼントし、ボランティアによる読み聞かせ指導を実施 ●1歳6か月児健診時に、絵本1冊・絵本リスト等をプレゼントし、職員による読み聞かせ指導を実施 ●年2回読み聞かせボランティア・市職員を交えた報告会を開き、より円滑で効果的な運営方法を協議 ●育児・医療・介護に関する図書・資料の計画的な購入と提供 ●子育て応援コーナーの充実	
【施策②】 両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大	50	B	○各種機関団体との連携による相談体制の充実と情報提供	子ども家庭課	●母子自立支援員、家庭児童相談員による相談・情報提供の実施 ●保育所、母子生活支援施設等との連携 ●公共職業安定所等関係機関との連携	●生活相談等(母子・父子自立支援員)実人数110人 延404件 ●随時、施設、ハローワーク等と連携して対応した。	○	○	子育て支援センターを会場にハローワークの出張相談を行う等相談体制が継続して行った。 ●様々な不安、問題を抱えた家庭が増加しており、適切な対応に向けた相談体制、連帯体制の一層の充実を図っていく必要がある。	●関係機関と連携した相談、支援体制の充実を図った。	●母子・父子自立支援員、家庭児童相談員による相談・情報提供の実施 ●保育所、母子生活支援施設等との連携 ●公共職業安定所等関係機関との連携
				健康推進課	●妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 ●子育て総合支援センター等と連携して事業を実施	●妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 妊産婦 延394人 乳幼児 延417人 ●子育て総合支援センターと連携して事業を実施	○	○	関係機関との連携により保健指導を実施した。	●関係機関との連携により保健指導を実施した。	●妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 ●子育て総合支援センター等と連携して事業を実施
				長寿社会課	●市内5か所の地域包括支援センターと連携しながら、高齢者に係る総合相談、情報提供を実施 ●介護家族支援事業の実施 ●認知症の人と家族の会の支援	●家族介護用品購入費助成により、介護用品助成券を支給し、低所得者世帯の経済的負担を軽減。 利用者数 27人 ●福祉用具の給付・貸付事業を実施。 給付件数 189件 ●「認知症の人と家族の会」の支援。 開催回数 16回	◎	◎	各種機関団体と連携しながら、総合相談・情報提供を行った。	◎	◎
51	B	○講演会、研修会の開催	子ども家庭課	各種団体が行う事業の周知	●各種団体が行う事業の周知を図った。	△	△	●保育施設として、保護者対象の自主事業については時間の制約があり困難であった。	各種団体が行う事業の周知		
			健康推進課	●母親学級・両親学級の開催 ●乳児訪問	●母親学級・両親学級の実施 8回 妊婦48人・妊婦の夫25人	○	○	講演会、教室の開催により、夫婦での育児をするイメージが付き、出産後の子育ての参考となるなど育児不安の軽減につながった。	●母親学級・両親学級の開催 ●乳児訪問		
			長寿社会課	●自治公民館長、民生児童委員、地域包括支援センター職員、主任ケアマネジャー等を対象に、各種研修会等を開催 ●各種介護予防教室の開催	●介護サービス事業所、地域包括支援センター職員等を対象に研修会を実施。 ●各種介護予防教室の開催。	◎	◎	関係団体の参加により、各種研修会等を開催した。	◎	◎	●自治公民館長、民生児童委員、地域包括支援センター職員、主任ケアマネジャー等を対象に、各種研修会等を開催 ●各種介護予防教室の開催
52	A	○両立支援に関する企業への情報提供	人権政策課	●企業への情報提供を行う。	●研修・講座情報の情報提供を行った。	○	○	情報提供のみ。	●企業への情報提供を行う。		
			人権政策課	町内学習会、PTA研修会でのスタッフによる啓発活動。 講演会による啓発。	未実施	-	○	個人におけるワークライフバランスの心構えについて1回研修会を開催できた。 町内学習会では様々な年代の参加者があるため勤務されていない人にはワークライフバランスについての啓発は難しかった。	●講演会による啓発 ●推進月間におけるホームページ、リーフレット等を活用しての啓発		

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標(1)あらゆる場における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画
【施策①】 高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進	53	B	○高齢者虐待の防止について、あらゆる機会を捉えて市民に周知	長寿社会課	●包括支援センター・社会福祉士部会主催による研修・会議等で、高齢者の権利擁護に関する知識の普及・啓発、虐待事例の検討を行う	●地域包括支援センター・社会福祉士部会主催によるACP研修を行い、意思決定支援や看取り対応等について、周知を図った。	◎	◎	●包括支援センター・社会福祉士部会主催による研修・会議等で、高齢者の権利擁護に関する知識の普及・啓発、虐待事例の検討を行う
				人権政策課	●部落解放研究倉吉市集会等の研修会において「高齢者の人権」のテーマを設けて、発表や討議及び研修を行う。	●部落解放研究倉吉市集会等の研修会において「高齢者の人権を考える～高齢者が心豊かに過ごすために～」をテーマに高齢者の人権について、発表や討議を行った。参加者56人	△	△	●高齢者の人権についての男女共同参画の視点からの自立促進につながる啓発
			○高齢者虐待の防止について、あらゆる機会を捉えて市民に周知	人権文化センター	(やまびこ)サロンやシニアクラブ人権学習の実施。センターだよりによる啓発。町内学習会の計画している町への相談対応。 (はばたき)介護や高齢者の人権を考える機会(事業)を提供し、相互に繋がりを持つ関係づくりを目指す。 (さわやか)高齢者対象事業の実施 (あたご)センターだより等による広報・啓発活動。	(やまびこ)町内学習会で取り組む地域に入った。校区にある高齢者施設や包括支援センター等が開催する小学校の絵本教室に入った。 (はばたき)高齢者事業にこころサロンの回数を増やした。高齢者、支援者共に介護や人権を考える機会を提供してきた。家出の困りごとの相談受付をして支援してきた。 (さわやか)高齢者教室とサロンを行った。 (あたご)センターだより等による広報・啓発活動を行った。また、自治公民館役員に呼びかけを行い、高齢者対象サロンにて、周知した。	○	○	●センターだよりによる広報・啓発活動。 ●啓発DVD等を利用した町内学習会等の実施。 (やまびこ)町内学習会で計画する地域の相談対応や、サロン、シニアクラブ等で学習する機会を増やす。 (はばたき)高齢者のこころサロン参加者を小地域から、校区へ発展させ参加者を求めていく。地区内外の参加者のハードルをなくしていき広く参加者・支援者を求めて継続可能な活動にしていく。 (さわやか)高齢者学級他のセンター事業のなかでの実施を検討する。 (あたご)センターだより等による広報・啓発活動を行い、自治公民館役員に呼びかけを行う。また、センター利用者に対して、周知を図る。
54	B	○「倉吉市障がい者プラン」に基づいた支援サービスの充実	福祉課	●「倉吉市障がい者プラン」に基づき、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供等各種施策を実施する。 ●障がい者相談支援事業等と連携し、サービス利用支援体制の充実を図る。 ●倉吉市及び圏域の障がい者地域自立支援協議会において、引き続きサービス利用促進や課題解決を図る取組を実施する。 ●市として障がい者雇用に取り組む、障がいのある人の勤労意欲を高め、働きやすい環境を整えるためジョブ支援員を配置する。	●「倉吉市障がい者プラン」に基づき、障がいのある人のニーズに応じた障害福祉サービス等を提供し、障がいのある人の自立促進を図った。 ●障がいのある人の意思を尊重したサービス利用計画に基づき、相談支援事業所やサービス提供事業所等と連携し、支援を実施した。 ●倉吉市及び中部圏域の障がい者地域自立支援協議会において、地域課題やサービス支給に係る問題等を把握し、課題解決に向けた取組を行った。 ●ジョブ支援員を配置し、障がい者雇用を実施。雇用者数：1名	◎	◎	●「倉吉市障がい者プラン」に基づく、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供等各種施策の実施。 ●障がい者相談支援事業等と連携し、サービス利用支援体制の充実を図る。 ●倉吉市及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会において、引き続きサービス利用促進や課題解決を図る取組を実施。 ●障がい者雇用2名。障がいのある人の勤労意欲を高め、働きやすい環境を整えるためジョブ支援員1名を配置。	
			子ども家庭課	●相談、情報提供の充実。各種制度利用への支援 ●支援サービスの適切な提供 ●子どもの発達支援体制整備事業の実施(保育所・幼稚園等への巡回相談、職員研修等)	●支援サービスの提供 自立支援給付事業、地域生活支援事業、障害児通所給付事業等実施 ●子どもの発達支援体制整備事業 保育所等への巡回相談、専門官による巡回指導、健診後フォロー園訪問、リーダー育成研修、移行支援会議、保育実践実技研修会、子どもの発達研修会、通所指導教室等実施	○	○	●各種制度の周知、的確な事務処理を行った。 ●相談、支援体制の充実を図った。	
			人権政策課	●障がい者の人権についての啓発 ●部落解放研究倉吉市集会等の研修会において「障がいのある人の人権」のテーマを設けて、発表や討議及び研修を行う。	●部落解放研究第47回倉吉市集会分科会において「障がいを知るはじめての歩」をテーマに、障がいのある人の人権について発表・討議を行った。84人参加	△	△	●障がいのある人の人権についての男女共同参画の視点からの啓発	
			学校教育課	●人権教育年間指導計画に基づき高齢者、障がいのある人等との交流活動、体験活動、調査活動の実施 ●諸行事や土曜授業での、高齢者、障がいのある人達との交流活動、体験活動 ●長期休業中のボランティア体験等の推進	●人権教育年間指導計画に基づき高齢者、障がいのある人等との交流活動、体験活動、調査活動を実施 ●諸行事や土曜授業での、高齢者、障がいのある人達との交流活動、体験活動を実施 ●長期休業中のボランティア体験等を推進	◎	◎	●各校が年間指導計画に基づき、地域や児童の実態に即した活動を実施した。 ●行事等の機会を捉え、様々な分野の交流活動を行った。 ●長期休業中のボランティア体験を継続的に行った。	

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標(1)あらゆる場における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画				
【施策①】 高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進	55	B	○「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」に基づいた支援サービスの充実	子ども家庭課	●母子自立支援員による相談、情報提供、制度利用への支援 ●関係機関、施設等との連携 ●各種手当等の支給、保育料の減免等の実施 ●母子会活動への支援 ●就労に必要な技術、知識の習得等、ひとり親家庭に対する就労支援	●倉吉市母子寡婦福祉連合会運営費補助金105千円 ●児童扶養手当 延月人数8,183人(全部・一部支給) ●随時、相談、情報提供、関係機関との連携を行った。	○	●手当の支給をはじめ、支援サービスの提供を適切に実施した。 ●様々な不安、問題を抱えた家庭が増加しており、適切な対応に向けた相談体制、連帯体制の一層の充実を図っていく必要がある。	○	●母子・父子自立支援員による相談、情報提供、制度利用への支援 ●関係機関、施設等との連携 ●各種手当等の支給、保育料の減免等の実施 ●母子会活動への支援 ●就労に必要な技術、知識の習得等、ひとり親家庭に対する就労支援 ●相談支援体制の整備			
				人権政策課	●啓発及び関係機関等と連携した相談支援	●ホームページにおける相談窓口の案内 ●相談件数 0件	△	ホームページにおける相談窓口の案内にとどまった	△	関係機関につなぐ体制はできている。相談窓口の周知に努めるが、効果の把握は難しい。	●啓発及び関係機関等と連携した相談支援		
				建築住宅課	●母子・父子世帯の優先入居の実施 ●民間住宅への入居に関わる相談・あっせん	●母子・父子世帯優先募集:1回(提供戸数:1戸) ●相談件数:0件	○	昨年に比べて全体の提供戸数が少なかった分、母子・父子世帯への住戸の提供戸数も減少した。	◎	優先募集回数及び提供戸数の増引き続き、一般募集戸数と優先募集戸数(高齢者・障がい者、多子世帯、母子・父子世帯)とのバランスを図りながら可能な限り提供していきたい。	●母子・父子世帯の優先入居の実施 ●民間住宅への入居に関わる相談・あっせん		
				保険年金課	●所得税非課税世帯で18歳の年度末までの人の養育者が、通院により医療機関を受診した際に支払う自己負担額について同一月内、同一医療機関につき一診療当たり、通院については530円を除いた額を助成する。(同一月内、同一医療機関につき5回以降は全額助成) 入院については、1日1,200円(「標準負担額減額認定証」等の交付を受けている方は16日目を以降は全額助成)を除いた額を助成する。	資格者: 299人 給付件数: 4,909件 助成額: 13,081,266円	◎	ひとり親家庭の医療費に係る経済的負担軽減を図ることができた。	◎	ひとり親家庭の医療費に係る経済的負担軽減を図ることができた。	●所得税非課税世帯で18歳の年度末までの人の養育者が、通院により医療機関を受診した際に支払う自己負担額について同一月内、同一医療機関につき一診療当たり、通院については530円を除いた額を助成する。(同一月内、同一医療機関につき5回以降は全額助成) 入院については、1日1,200円(「標準負担額減額認定証」等の交付を受けている方は16日目を以降は全額助成)を除いた額を助成する。		
【施策②】 国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進	56	A	○女性の人権に関する国際的な条約、女性に関わる法律や制度などの情報収集及び提供	人権政策課	●県及びよりん彩と連携して情報収集、提供を行う	●スタッフ研修会(公開講座)において、県人権文化センター講師によるSDGsを知る講座を開催。 ●県及びよりん彩と連携して情報収集、提供を行った。 ●一部の職場内研修で女性に関わる法律の経過について扱った。	○	リーフレットの配布等は県と連携して情報提供ができたが、講座等の開催については、より多くの人に提供できる工夫が必要だった。	○	●県及びよりん彩と連携して情報収集、提供を行う			
				57	B	○交流事業の推進	地域づくり支援課	●韓国語講座の開催 ●韓国語講座への国際交流員派遣 ●韓国姉妹都市交流事業への実施及び協力 ●外国人交流会等への支援	●韓国語講座の開催 ・4クラス、64名が受講 ●国際交流員派遣事業 ・9回派遣(市内3回、市外3回、国外3回) ●外国人交流会等への支援 ・国際交流団体への支援(鳥取県中部地区日韓親善協会)	○	●関係団体と連携を図りながら事業を実施出来た。	○	●韓国語講座の開催 ●韓国語講座への国際交流員派遣 ●韓国姉妹都市交流事業への実施及び協力 ●外国人交流会等への支援
							58	B	○国際理解講座の開催	地域づくり支援課	●国際理解講座の開催	●国際理解講座の開催 ・韓国のおそび、衣装試着体験(第32回じどうかんまつりと同時開催) ・多文化共生理解講座	○
【施策③】 外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進	59	B	○相談機関の充実と情報提供	人権政策課	●関係機関と連携して情報提供を行う	関係機関従事者との情報収集、提供をおこなった。(新型コロナウイルス感染症関連の差別に関する問合せ1件)				○	連携して情報収集・提供できた。	○	●関係機関と連携して情報収集・提供を行う
				人権文化センター	(やまびこ)幼少時から異文化を大切にできるよう研修を行うとともに外国にルーツをもつ人の交流の場を開催する。 (さわやか)月1回の保・小・児・文連絡会にて状況確認と対応をしていく。 (はばたき、あたご)関係機関と連携して情報提供を行う。センターだよりによる情報提供 (はばたき)町内学習会等出掛けた際にもお知らせしていく。	(市人文) ・Toriフレンドnetworkの取り組み くらよし国際交流フェスティバル出店、料理教室とおしての異文化交流会等を開催 ・日本語学習会の開催 16回開催(延べ人数:参加者243人=受講者58人+支援者185人) ※1回当たり平均 受講者3.6人、支援者11.5人 ・防災学習会の開催 災害発生時に防災無線等で流れる避難情報の内容が難しく、状況等を理解できないとどう動けばよいか分からないという日本語学習会参加者の声から市防災安全課職員を講師に招き実施。 (はばたき)センターだよりによる情報提供、町内学習会に出た際に情報提供と啓発を行った。 (さわやか)月1回の保・小・児・文連絡会にて状況確認と対応をしている。 (あたご)センターだよりによる広報・啓発活動や、関係機関との連携による情報提供を行った。また、センターの相談機能の充実と周知を図った結果、対象者の相談があった。(2件)	◎	(市人文) ・日本語の習得と居場所づくりの側面を持つ学習会の果たす役割は大きい。 ・文化や生活習慣の違いについて学ぶ機会となった。 ○(はばたき)センターだよりと学習会で住民に直接口頭で情報提供と啓発をしていくことが、より深い関心と理解をしてもらえることを実感した。 ○(さわやか)教育機関や地域で周知をし、対応している。 ○(あたご)センターだよりによる情報提供や関係機関との連携、センターの相談機能の充実と周知を図るといった基本に忠実な取り組みを実践することにより、小さな相談に繋がる。	◎	(市人文)日本語学習会が開設され6年が経過し、市内に暮らす外国人の日本語の習得と居場所づくりの側面を持つ学習会の果たす役割は今後も大きいものがある。 ○(はばたき)住民への発信として、積極的にセンターが目的としていることのアピールと理解していただくために地域へ出かけ話すことの重要性を認識できた。 ○(さわやか)保・小・児・文連絡会にて状況確認と対応をしている。 ○(あたご)センターだよりによる広報・啓発活動や関係機関との連携が、重要である。	●センターだよりによる情報提供。 ●生活困窮、子どもの貧困等、福祉課題に対して、関係機関と連携し、相談支援をしていく。 ●センターの相談機能の充実と周知を図る。 ●日本語学習会の充実。(市人文)開催回数 16回 参加者数目標 延250人 ※Toriフレンドnetworkの活動と連携し、外国にルーツを持つ人の悩み事等様々な相談ができる場所づくりを進める。 ※外国にルーツを持つ人がさまざまな人と交流を深めながら、日々の生活に必要な日本語の習得にむけて「日本語学習会」を実施する。また、学習会に参加するすべての人がそれぞれの国の文化や習慣の違いを学ぶ場としていく。 (はばたき)町内学習会等で地域へ出向き、地域の実事情把握に努め、地域の方へ口頭での地道な啓発活動をしていく。相談しやすいセンターを目指す。 (さわやか)保・小・児・文連絡会や関係機関と連携し状況確認と対応をしていく。 (あたご)引き続き、センターだよりによる情報提供や関係機関との連携、センターの相談機能の充実と周知を図る。		

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標(1)あらゆる場における男女共同参画の実現

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
【施策③】 外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進	59	B	○相談機関の充実と情報提供	学校教育課	●各校の実態に応じて外国にルーツを持つ児童生徒の支援を実施 ●保護者支援による異文化理解の学習実施	●各校の実態に応じて外国にルーツを持つ児童生徒の支援を実施。 ●保護者支援による異文化理解の学習実施	○	●各校の実態に応じて外国にルーツを持つ児童生徒の支援を実施。 ●保護者支援による異文化理解の学習実施。	●各校の実態に応じて外国にルーツを持つ児童生徒の支援を実施。 ●保護者支援による異文化理解の学習実施		
				地域づくり支援課	●市報・ホームページで市民生活相談窓口を掲載する。	●市報・ホームページ等で窓口の周知を行い、市民生活相談を受け、関係機関への相談の受け渡しや、関係課との協力のうえ対応を行った。	○	●令和元年度市民生活相談 電話・窓口相談実績 58件 電子メール相談 88件	○	市報・ホームページで相談窓口の周知を行うとともに、ホームページでよくある相談・意見などを分野別に公表することで、情報提供を行い、相談者の利便性の向上を図ることができた。また、関係機関とも連携しながら相談対応を行うことができた。	●市報・ホームページで市民生活相談窓口を掲載する。ホームページでよくある相談等の情報を公表する。
	60	B	○相談機関の充実と情報提供	健康推進課	●母子健康手帳の配布 母子健康手帳の交付時に、必要に応じて外国語版母子健康手帳を交付 ●必要に応じて健診等に、通訳者を依頼する。	●母子健康手帳の交付時に、必要に応じて外国語版母子健康手帳を交付:3件	-	外国版母子健康手帳交付対象者はなかった。 必要に応じて、乳幼児健診時等に通訳者を依頼した。	-	外国版母子健康手帳交付対象者は少なかった。 必要に応じて、乳幼児健診時等に通訳者を依頼した。	●母子健康手帳の配布 母子健康手帳の交付時に、必要に応じて外国語版母子健康手帳を交付 ●必要に応じて健診等に、通訳者を依頼する。
				子ども家庭課	●保育所、児童館・児童センター等における交流会等の実施	●保育所、児童館・児童センター等における交流会等の実施	○	異文化交流の実施	○	●機関を通じて計画していた事業を実施した。	●保育所、児童館・児童センター等における交流会等の実施
	61	B	○就学前教育・保育機関、学校等の交流会等による啓発	人権文化センター	(やまびこ)仲間づくり、異文化との交流事業の実施。(はばたき、さわやか、あたご)保育機関、学校等と連携しながら事業実施。	(やまびこ)ポテ茶を通して仲間づくりについて考える機会をもつことができた。 (さわやか)保育園交流会の開催。 (あたご)センターだより等による広報・啓発活動、地域交流促進事業のうち、上小鴨学童クラブとの交流で、異文化に触れるDVDを鑑賞した。(1回)	(やまびこ)ポテ茶を通して、仲良くする方法や地域の文化をすることができている。 (さわやか)交流会でのつながりができた。 (あたご)	△	(やまびこ)普段自分たちがやらない地域の文化を知ることの大切な機会となっている。 (さわやか)外国にルーツを持つ人との交流とともに、外国の生活や慣習、文化について学ぶことも必要。 (あたご)地域交流促進事業の一環で、学童クラブとの交流会で、1～2回/年DVD鑑賞を行った。アニメ形式で、児童が馴染みやすい内容のものを選び、視聴後に意見交換をすることにより、定着を試みた。	(やまびこ)異文化交流事業やポテ茶を通じた仲間づくりを実施する (さわやか)交流会等において、一人ひとりが違っていること、違いを認め合うことの学習を検討する。 (あたご)外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進に努める。	
				学校教育課	●実態に応じた引き継ぎ ●保護者懇談会等での啓発活動を実施	●実態に応じた引き継ぎを行った。 ●保護者懇談会等での啓発活動を実施	◎	●幼少連携を活かし、引継ぎ会を実施した。 ●懇談等の機会を捉え、広く保護者啓発を行った。	◎	●実態に応じた引き継ぎを行った。 ●保護者懇談会等での啓発活動を実施。	●実態に応じた引き継ぎの実施。 ●保護者懇談会等での啓発活動の実施。
	62	B	○市民と外国にルーツを持つ人が共同で取り組む交流活動	人権政策課	●日本語学習等ニーズに応じた取り組み	日本語学習会の開催について広報した。	○	倉吉市人権文化センターと連携し日本語学習会開催について広報できた。	○	倉吉市人権文化センターと連携し、日本語学習会開催について広報できたが、近年在住外国人の参加が減少しているため、新たな周知方法、ニーズの収集方法について検討が必要。	●日本語学習等ニーズに応じた取り組み
				人権文化センター	(あたご)就学前教育の中で異文化に触れる内容の実施 (はばたき)他団体と連携した食文化交流会の実施をめざす。	(市人文) ・Toriフレンドnetworkの取り組み くらし国際交流フェスティバル出店、料理教室をとおしての異文化交流会等を開催 (やまびこ)異文化交流事業で韓国について学び、親近感をもつことができた (はばたき)高齢者のにこにこサロンや福吉児童センターとの共催として子どもたちとの交流活動の実施をめざしたができなかった。 (さわやか)異文化に触れる内容の演奏会を計画。 (あたご)就学前教育の中で異文化に触れる内容を実施した。	(市人文) ・Toriフレンドnetworkの取り組み くらし国際交流フェスティバル出店、料理教室をとおしての異文化交流会等を開催 (やまびこ)韓国という国が自分たちの住む日本とよく似ていることを理解し、親近感をもつことができた。 -(はばたき)夏休みや1月以降の開催を模索したが、自然災害や新型コロナウイルス感染症発生のため実施できなかった。 -(さわやか)新型コロナウイルス感染症予防のため事業中止。 ○(あたご)交流促進事業うち、就学前教育で保育園との交流(関係・上保)を行った際に、異文化交流として外国人の方に講師を依頼した。また、その家族(子どもを含む)と園児の交流もあった。	◎	(市人文) ・文化や生活習慣の違いについて学ぶ機会となった。 (やまびこ)幼少期に自分たちと違う国について身を通して知る事は理解を深めることにつながる。 -(はばたき)災害から復旧して、地域住民の視野を広げる活動にしなくてはならない。 -(さわやか)新型コロナ感染防止のため未実施 ○(あたご)幼少期から異文化に触れることにより互いの人権を認め、受け入れ合う心を育てることができた。	(市人文) ●Toriフレンドnetworkの活動と連携し、外国にルーツを持つ人の悩み事等様々な相談ができる場所づくりを進める。 ●※外国にルーツを持つ人がさまざまな人と交流を深めながら、日々の生活に必要な日本語の習得にむけて「日本語学習会」を実施する。また、学習会に参加するすべての人がそれぞれの国の文化や習慣の違いを学ぶ場としていく。 (やまびこ)異文化交流事業を開催し、理解を深める (はばたき)子どもたちや高齢者への食文化交流に取り組む。 (さわやか)異文化に触れる取り組みを検討する。 (あたご)就学前教育の一環として、園児が異文化に触れる取り組みを企画したい。	
				人権文化センター	●日本語学習会の開催	・日本語学習会の開催 16回開催(延べ人数:参加者243人+受講者58人+支援者185人) ※1回当たり平均 受講者3.6人、支援者11.5人	・日本語学習会の開催 16回開催(延べ人数:参加者243人+受講者58人+支援者185人) ※1回当たり平均 受講者3.6人、支援者11.5人	◎	(市人文) ・日本語の習得と居場所づくりの側面を持つ学習会の果たす役割は大きい。 ・文化や生活習慣の違いについて学ぶ機会となった。	◎	(市人文) ●Toriフレンドnetworkの活動と連携し、外国にルーツを持つ人の悩み事等様々な相談ができる場所づくりを進める。 ●外国にルーツを持つ人がさまざまな人と交流を深めながら、日々の生活に必要な日本語の習得にむけて「日本語学習会」を実施する。また、学習会に参加するすべての人がそれぞれの国の文化や習慣の違いを学ぶ場としていく。
	63	B	○外国にルーツを持つ人のための日本語学習講座の開催	人権文化センター	●日本語学習会の開催	・日本語学習会の開催 16回開催(延べ人数:参加者243人+受講者58人+支援者185人) ※1回当たり平均 受講者3.6人、支援者11.5人	◎	(市人文) ・日本語の習得と居場所づくりの側面を持つ学習会の果たす役割は大きい。 ・文化や生活習慣の違いについて学ぶ機会となった。	◎	(市人文) ●Toriフレンドnetworkの活動と連携し、外国にルーツを持つ人の悩み事等様々な相談ができる場所づくりを進める。 ●外国にルーツを持つ人がさまざまな人と交流を深めながら、日々の生活に必要な日本語の習得にむけて「日本語学習会」を実施する。また、学習会に参加するすべての人がそれぞれの国の文化や習慣の違いを学ぶ場としていく。	

男女共同参画を実現するプランの推進

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画		
【施策①】 推進体制の充実	64	A	○倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催	人権政策課	●年1回以上の開催	2回開催 第1回 男女共同参画推進まちづくり表彰受賞者審議 第2回 プランの実施状況報告及び事業計画について審議	○	前年の反省を活かして成果指標について報告できた。施策実施については反省を活かすことができていないものもあった。	○	プランの実施状況への意見を活かせるような、類似の施策をまとめる必要がある。	第6次プラン策定に向け過去四年間の状況を踏まえ年度当初に1回、プランの素案協議に必要回数開催する。(4回予定)
	65	A	○倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会の開催	人権政策課	●年1回以上の開催	未実施	-	審議会等における女性登用率向上に向けて過去の経過をまとめるに留まった。	-	実施状況を関係課に確認する作業にとどまり、その結果成果指標の横ばいにつながってしまった。	第6次プラン策定に向け過去四年間の状況を踏まえ年度当初に1回、プランの素案協議に必要回数開催する。
	66		○市民からの男女共同参画に関する施策に対する苦情、性別による差別的取扱いその他の相談窓口の充実	人権政策課、人権文化センター	●人権政策課及び人権文化センターに相談窓口を設置し、市民又は事業者からの性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の形成の推進を阻害する要因による人権侵害及び苦情申し出に対して関係各課、関係機関と連携して対応する。 ●センターだよりの他、様々な機会を通じて、相談窓口として受け付けていることを周知していく。	(人権政策課)相談件数0件 相談窓口についてHPや市のパンフレット等で周知した。 (市人文)相談窓口を周知した。 (はばたき)センターだよりの通じた情報発信啓発。町内学習会等の住民への直接発信できる機会を通じて、相談窓口であることを周知してきた。 (さわやか)悩みごと相談や人権侵害での相談を受け付けていることをセンターだよりに掲載している。 (あたご)センターだより等で相談窓口として受け付けていることを周知してきた。	○	(人権政策課)様々な媒体を活用して引き続き相談窓口について周知していく必要がある。 - (市人文)相談窓口を周知したが相談件数は0件 ○(はばたき)センターだよりの情報発信と連動させ、直接口頭での発信をしてきたことは住民への信頼につながったと思う。顔見知りになることが重要。 △(さわやか)相談なし。センターだよりに掲載しているが、地域住民には周知が不十分と思われる。 △(あたご)相談、意見共になかったが、従来通りの周知の仕方を見直して一方通行にならない方法を試みなければならない。	○	(人権政策課)様々な媒体を活用して引き続き相談窓口について周知していく必要がある。 (市人文)相談窓口として相談を受けた年もあった。 ○(はばたき)28年の震災以降、避難所になり、住民の復旧支援に努力してきたこと、地域の実情把握に努めたこと、相談窓口であることの発信をしてきたことがつながってきている。 ○(さわやか)周知方法としてセンターだよりへの掲載や個別訪問時に悩みごと相談について声掛けをしているが、さらなる住民とのつながり、信頼関係の積み重ねが必要。 ○(あたご)センターは相談窓口としての役割があることを周知した効果として、職場内で性別による人権侵害を受けたという相談があり、解決に向けて伴走支援を行うことが出来た。	●人権政策課及び人権文化センターに相談窓口を設置し、市民又は事業者からの性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の形成の推進を阻害する要因による人権侵害及び苦情申し出に対して関係各課、関係機関と連携して対応する。 ●センターだよりの他、様々な機会を通じて、相談窓口として受け付けていることを周知していく。 (はばたき)今後も地域に信頼されるセンター活動に継続して取り組み、顔見知りのセンター職員として相談窓口の役目が果たせるようにしていく。 (さわやか)個別訪問やセンターだより掲載で周知する。 (あたご)センターで相談を受け付けていることを、手法を変えて、引き続き広報する。
	67	A	○女性職員の昇進・管理的役職への積極的登用に向けた計画的育成	職員課	●係長級以上の女性登用の推進 ●ワークライフバランスの推進	●係長級以上の女性登用の推進	○	R02.4.1現在 係長級以上 37人	○	係長級以上の女性の退職により、登用人数は減少しているが、管理的役職への登用は、男女の区別なく実施している。	●係長級以上の女性登用の推進 ●キャリアデザイン研修の実施
	68	A	○ハラスメント防止に関する職員の相談・苦情窓口の充実	職員課	●「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」により職員の相談窓口を設置	相談窓口設置済 ハラスメント防止研修を実施(部局持ち回り)	○	相談件数 1件	○	相談窓口を設置 部局持ち回りでハラスメント防止研修を実施し、職員の意識高揚を図っている。	●「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」により職員の相談窓口を設置
	69	A	○次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	職員課	●出産・育児に係る制度を利用しやすい職場環境づくり ●男性職員の育児に係る特別休暇等の取得促進 ●総労働時間の縮減に向けた取組 ●年次休暇等の取得促進 ●女性職員がこれまでに以上に活躍できる職場環境づくり	・配偶者が出産した男性職員に対し、制度説明リーフレットの配付及び制度説明を行った。14件 ・年休5日取得義務化の周知及び年次休暇等取得しやすい職場環境づくり(休暇予定表の作成や掲示、管理職による声掛け等)を行った。 ・新任課長級職員研修を実施し、イクボス宣言を行った。 ・管理職員等マネジメント力向上研修を実施した。	○	・配偶者出産休暇取得 7人 ・男性の育児参加休暇取得 1人 ・年休取得 平均 13.1日 ・イクボス宣言率 100%	○	平成29年度にイクボス宣言を実施し、女がともに働きやすい職場づくり、仕事と家庭生活・地域活動とを両立させるため、時間外勤務の縮減、有給休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの実践に取り組んでいる。	●出産・育児に係る制度を利用しやすい職場環境づくり ●男性職員の育児に係る特別休暇等の取得促進 ●総労働時間の縮減に向けた取組 ●年次休暇等の取得促進 ●女性職員がこれまでに以上に活躍できる職場環境づくり
				人権政策課	●倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会を開催し、関係課と連携し「特定事業主行動計画」を推進する。	未実施(関係課のみの推進)	-	-	倉吉市男女共同参画推進本部・幹事会の開催による推進はできなかった。関係課単独での取り組みにより成果指標は達成に近づいている。年次休暇取得はあと一歩のところまで横ばい状態。計画の周知をし職員の意識改革につながる啓発が必要。 令和3年度から後期に入る「特定事業主行動計画」の見直しにも反映できるよう関係課と調整し取り組む必要がある。	●倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会を開催し、関係課と連携し「特定事業主行動計画」を推進できるよう平成25年度にまとめた「倉吉市の男女共同参画推進について」を更新する。また、それを全庁に周知する。	
70	A	○くらし男女共同参画推進スタッフ会の設置による啓発推進	人権政策課	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA、企業内研修会等での啓発活動 【施策番号2】	施策番号2と同じ	○	施策番号2と同じ	○	施策番号2と同じ	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA、企業内研修会等での啓発活動 【施策番号2】	
【施策②】 市民・事業者との連携・協働と啓発の充実	71	A	○「くらし男女共同参画推進スタッフ」、「あすをつくる倉吉女性塾」等の男女共同参画関係機関等との連携・共同による啓発の推進	人権政策課	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA研修会等での啓発活動 ●同和教育推進員を委嘱し、地域における人権・同和教育を推進する	●各地同和教育推進員連絡協議会に人権問題町内学習会におけるスタッフの活用について周知・お願いをし、人権政策課に講師依頼のあった町内学習会(2件)にスタッフによる出前講座として朗読劇をとおして啓発を行い好評を得た。1回実施。 ●女性塾と連携できた。 ●スタッフ会において次年度の男女共同参画推進月間に向けた啓発リーフレットを作成。	○	スタッフ、女性塾のメンバーの意見をもとに啓発事業を実施できた。 前年度より活用回数、参加者の減少が見られた。	○	スタッフ、女性塾のメンバーの意見をもとに啓発事業を実施できた。 スタッフ会では男女共同参画に関する基本的な内容、女性塾ではその年の関心の高い内容で啓発ができた。メンバーの固定化が課題。	●各地区公民館・自治協議会と連携した啓発活動 ●町内学習会、PTA研修会等での啓発活動 ●同和教育推進員(250名)の研修会において地域における人権教育の推進とともに男女共同参画の推進をする。

男女共同参画を実現するプランの推進

施策	番号	分類	主な施策の内容	担当課 (データ抽出用)	令和元年度以降の実施計画	令和元年度の取組実績	令和元年度取組の効果及び評価またその理由	H28～R1年度の取り組み状況を踏まえての事業評価(総括)	令和2年度の実施計画
	72	A	○国及び他の地方公共団体と連携した啓発等の推進	人権政策課	●国・県との連携し各種講座の情報提供や啓発を行う。	●県と連携して、啓発等男女共同参画の推進を行った (県関係) ・県事業の周知、連携協力 ・輝く女性活躍加速化とっとり会議への出席(よりん彩:県男女共同参画センター関係) ・よりん彩記念日フォーラムへの参画、スタッフ会の啓発参加 ・よりん彩講座の周知、参加 ・相談窓口等との連携 ●国が実施する男女共同参画に関係した運動等、ポスター、チラシ、市報、ホームページを活用して、啓発を行った。	◎ 連携して情報提供、啓発できた。	○ 国・県と連携し情報提供、啓発はできた。各事業への参加者の固定化がみられ、啓発の工夫が必要。	国、県の動向をみながら、国・県の各種講座の情報提供・啓発を行う。
【施策③】 点検・評価	73	A	○市民・事業者・団体及びNPO等との連携・協働による研修会・講座等の開催	人権政策課	市民団体などと連携して講演会・研修会等及びあすをつくる倉吉女性塾を開催。 【施策番号1】	●市民団体等と連携したあすをつくる倉吉女性塾主催の研修会を開催。1回 参加人数 33人	○ 連携して情報提供、啓発できた。	○ 講座開催回数が2回から1回へと減少したが、市民の関心のあるテーマで啓発できた。	2022年開催の日本女性会議倉吉大会に向けて関連事業について市民・団体等と連携しながら啓発及び気運醸成につながる講演会等を開催する。
				人権政策課	●事業者との連携	●講座等の開催にあたり、協力依頼、情報提供等を行った。	△ 情報提供に留まり連携は未実施。	△ 前年度の事業計画の時点で事業者との調整に入る必要があるが隔年計画など調整に無理がないような体制を整える必要がある。	2022年開催の日本女性会議倉吉大会に向けて関連事業について事業者へ情報提供をしながら協力依頼をしていく。
				生涯学習課	●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館が連携し、研修等の開催 ●市民・事業者・団体及びNPO等との連携・協働による地区公民館事業の実施	●地区公民館は自治公民館連絡協議会と連携して町内学習会等を開催した。 ●地区公民館では、住民や地域の各種団体をはじめ事業者、NPO等と連携・協働しながら各種事業を実施した。	○ ●各地区公民館において、市民や団体、他の機関と連携・協働することで、事業の効果的な実施や内容の充実を図ることができた。	○ 各地区公民館において、市民や団体、他の機関と連携・協働して事業を行うという体制が定着してきている。	●各地区自治公民館連絡協議会と地区公民館が連携し、研修等の開催 ●市民・事業者・団体及びNPO等との連携・協働による地区公民館事業の実施
74	A	○プランの推進について各課からの計画・実績・評価を毎年とりまとめ、倉吉市男女共同参画推進市民会議に報告し、情報を市民に公開	人権政策課	●計画・実績・評価を市民会議に報告し、情報を市民に公開 ●「倉吉市における男女共同参画推進について」を着実に実行する	●計画・実績・評価を令和元年11月市民会議に報告し、情報を市民に公開した。	○ ●会議録を公開した。 ●「倉吉市における男女共同参画推進について」の成果は横ばい状態。	○ 平成25年に倉吉市男女共同参画推進本部でまとめた全庁的な取り組み「倉吉市における男女共同参画推進について」をより効果をあげるために推進本部により具体策について協議し効果あるものとする。	●計画・実績・評価を市民会議に報告し、情報を市民に公開 ●全庁的な取り組み「倉吉市における男女共同参画推進について」をより効果あるものにする。	
			人権政策課	●情報の収集、調査研究及び公表	●国及び県の行う各種調査を含めて、審議会、委員会、各種団体等の役員の登用状況について調査し、このうち女性議員数、審議会及び市役所職員における女性登用状況をホームページで公表した。	○ 公表により市民への意識づけができるが、横ばい状態の結果からすると続けているのもう一步踏み込んだ施策の検討につなげる必要がある。	○ 公表により市民への意識づけができるが、数値の横ばい状態からもう一步踏み込んだ施策での検討につなげる必要がある。	●情報の収集、調査研究及び公表	